

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言（素案）		
意見募集期間	令和元年10月15日から 令和元年11月15日まで		
意見提出者数	23人		
提出意見数	374件		
意見項目数	374件		
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	1人	1件
	郵送	2人	341件
	ファクス	5人	8件
	電子メール	15人	24件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの（反映・修正箇所がわかるものを添付）	70件	
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	3件	
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	246件	
	D 案に反映できないもの	49件	
	E その他（感想・賛否のみなど）	6件	
匿名等による意見提出者数	0人		

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した取手市いじめ問題専門委員会委（実施機関）の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては、まとめて取手市いじめ問題専門委員会（実施機関）の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

提出された意見と取手市いじめ問題専門委員会の考え方

番号	該当ページ	意見	いじめ問題専門委員会の考え方	反映区分
1			いただいたご意見について解説することができなかったため、回答することができません。	E
2		<p>私は自殺した少女の同級生の母親から、イジメの事実があった事を聞いておりました。ある機会に藤井市長に直接質問した事もありましたが、その事実は「学校」からも「教育委員会」からも市長の耳に入って居りませんでした。</p> <p>世の中に数多くの「第三者委員会」と称する「当事者委員会」が存在し、客観性の担保に使われるケースが数多く存在します。</p> <p>即ち当事者（学校当局・教育委員会）による保身のための「隠蔽」があった事は事実であり、再発防止のためには「事実」を報告せず将来ある貴重な人命を奪った事に関し「一罰百戒」の為の処分無しには再発を防止出来ません。</p> <p>これを期に事実と向き合い「是は是非は非」に徹し、「是は是非も是」の風土を我が取手市から一掃して欲しいと願うや切なるものあり、大井川知事・藤井市長等の優秀な行政を司るトップを「裸の王様」にしない様、これを期に「一罰百戒」の処分をする事が亡くなられた生徒さんの命懸けの訴えに報いる指導者としての最低限の償いと思います。</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>不適切な対応をした関係者を適切に処分することの重要性はご指摘の通りです。ただし、本件事案の事実関係から考えると、関係者が処分されたことが今回の結果を防止し得たとは考えるのは難しく、また、既に、関係者に対する処分は下されています。そのため、当委員会としては、いただいたご意見については、各関係者に対する処分に関する意見として、教育委員会事務局に対してお伝えさせていただくことで、当委員会としての対応とさせていただければ幸いです。</p>	E
3		<p>再発防止策の提言ですが、いくら良い案が出来たとしても運用する人間に心が無ければ、何も期待できません。</p> <p>前回前々回の保護者説明会に参加しましたが、反省すべきことを反</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。みなさまにご納得いただけるよう、当委員会として、学校や教育委員会における再発防止策の実施をサポートして参りたいと思います。</p>	E

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>省すべき方が反省をしていないと思わざるを得ない説明会でした。</p> <p>人としてどうかと疑うような対応に誰一人異を唱える人がいない事や間違った対応をした人が出世をしていたりする組織こそ正して欲しいと願います。</p> <p>保護者や同級生が一生懸命訴えていることに答えられない組織に改善が望めるとはとても思えません。</p> <p>今後のいじめや自死防止策の充実を図って頂く事も大切ですが、是非ご遺族と同級生の方達の納得のいく対応をお願いします。</p>		
4	<p>提言14</p> <p>経緯</p> <p>15, 16, 29</p>	<p>企業においては、各種ハラスメントの相談窓口は社内、社外（グループ内持ち株会社など）、社外（NPOなど）の三つが用意されていました。</p> <p>これは相談者に守られていることを伝え、安心して相談してもらうためだったと思います。</p> <p>この相談窓口の連絡先については毎年定期的に他の研修と合わせるなどして全社員・委託先・派遣社員に周知され社内ホームページにも掲載されるのが常でした。</p> <p>単なる不満も相談窓口に来る可能性があります。それくらいでないと本当の相談は来ないと思います。</p> <p>本件いじめの問題についても同様の体制をとるのが前提かと思えます。</p> <p>具体的には社内は学校内または市教育委員会か指導課、社外（グループ内）は県教育委員会など、社外（NPOなど）は完全に自治体外に委託した方がよろしいかと思えます。</p> <p>STOPitなどの連絡手段の匿名化だ</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。「社外（グループ内持ち株会社など）、社外（NPOなど）」との整理は有益だと考えましたので、ご提案を踏まえて、「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題③—原因3を追記するとともに、課題③—再発防止策2に「また、課題③—再発防止策1と合わせて、学校内部の相談窓口、学校外の教育委員会等の行政の相談窓口、学校外の民間の相談機関等の完全な外部窓口（弁護士会、チャイルドライン等）のすべてが整備されるようにすべきである。」、課題⑧—再発防止策4に「また、課題③—再発防止策2と同様、学校内部の相談窓口、教育委員会等の行政の相談窓口、そして、民間の外部相談機関等の完全な外部の相談先を網羅したパンフレットについて、校内において周知徹底するとともに、保護者に対しても交付すべきである。」と追記し、「再発防止策の提言」の4—1⑧の1点目を「外部の相</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>けでなく、体制そのものが重要と考えます。</p> <p>いじめは事案ごとに事情が違うと思いますので、本件の分析結果によるだけでは把握できない事案もあるかと想定できますし、失礼ですが担任・学校・市教委が見逃した実態があるとおりに対策案が出たからといって現場がすぐに実行できるようになるとは思えませんので、早期発見のできる体制を作ることが一番大事だと考えます。</p>	<p>談先（行政、民間の外部相談機関）の確保及び相談方法に関する指導」と修正いたしました。</p>	
4	提言18	<p>企業でもそうですが、現場は日々の業務を抱えており先生たちは荷重労働とも聞いております。</p> <p>多くの課題と業務量、自身の評価や生徒を含む人間関係の中で「いじめ」を含む様々な問題に機敏に対応するのは至難のことかと想像します。</p> <p>このため自死に至る前に、その段階の相談内容が些細なことに思えても、早目の相談に結び付くことで担任の先生も頑なになる前に、当該の先生にもサポートをつけるなどしつつ、大事に至らないようにしていただきたいと思います。</p> <p>すべては子どもたちの未来のために考え実行しましょう。</p>	<p>教員のサポートについては、「再発防止策の提言」の4-2-3に「なお、本提言の実施に当たり、学校現場においては、業務の見直し等を踏まえた通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点も不可欠である。こうした取組みが本提言と対をなすことよって、再発防止策が実効性のあるものになっていくと考えている。そのため、本提言を実施するにあたっては、各学校において、具体的に削減可能な業務を特定し、教員の負担を軽減すべきである。」と追記しました。</p>	A
5	提言13 経緯9	<p>全体としては、現場の実態をよく踏まえた現実的提案をされているようで、その検討過程も含めて勉強になりました。ありがとうございます。</p> <p>一点気になったことは、【学校に対する再発防止策の提言】において、やや、いじめ防止対策推進法への理解が不十分な点を感じることであります。</p> <p>同法は第22条で、各学校に対し、いじめ防止のための組織を常設しなければならない旨定めており、</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘の点を踏まえ、特に「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題②について全体的に見直しをさせていただき、また、「再発防止策の提言」の4-1⑥の2点目、3点目を修正しました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>これがされていないなら法令違反です。また、仮に、形式的には組織が作られていても機能していないのならばそれもまた問題です。したがって、同法のもとでは、学校における再発防止策は、何よりもこの委員会を設置し、そして有効に機能させることが重要なのではないのでしょうか。そして、学校における再発防止策の①②③④⑥⑦⑧⑩については、この常設委員会の機能如何に関わるものであり、残念ながら本提言は、それを意識していないように感じました（この提言の中には、「いじめ防止等（防止、発見、対処）の対策のための組織」の話が出てきません）。</p> <p>なお、中学の学校現場には、通常、既存の生徒指導部会があるところ、いじめ防止の組織を作り、教育相談のための組織を作り、今問題となっている虐待対応の組織を作るとなると、その負担は過大なものとなることは明らかですが、「指導をする組織」と「相談を受ける組織」として整理するのは一つの重要な視点だと思います。せっきくの機会ですから、今回の提言をきちんと法の要求に結びつけ、再整理・加筆するとよりよい提言になるのではないではないのでしょうか。</p>		
5	提言16	<p>【市教委に対する再発防止策の提言】についてですが、本件とは直接関係のない点を一点だけ付言します。現在、教育現場では、一方での情報の共有と、他方での個人情報保護という難しい対応が要求されています。学校が持つ子どもたちの情報は、一般的には要配慮個人情報に当たるようなセンシ</p>	<p>「スクールロイヤーから法的観点からの助言も得つつ、職員同士で当該場面におけるあるべき対応について議論すべきである。」と修正しました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		ティブな情報ですが、それをどの範囲で共有し、どの範囲で保護するのかの問題です。「情報共有」というのは簡単ですが、親権者である父親にすら共有させてはいけない情報も、教育現場は扱っているのです。この点についても学校現場、そして市教委が適切な判断ができるよう、適切な研修とスクールロイヤーの活用が必要です。		
6		<p>いじめは大変な犯罪であるにも拘わらず、公然と又は裏で見過ごされ大変な損害を与えているものです。又その後遺症も酷いものとなっております。</p> <p>今後、このような卑劣な犯罪が一切見過ごされないよう、罪をきちんと償われますよう、切に願うものであります。</p> <p>又、教育委員会の不祥事も様々なメディアで取り上げられ問題となっております。</p> <p>政治家役人等も、いじめを見過ごした（又は不作為）人間になっているケースが多いようです。</p> <p>きちんと仕事をしている方はたおれている場合が多く。</p> <p>各々がきちんと仕事をすればまだましだとは思いますが。</p> <p>きちんとした審判が（過去のいじめにおいても）下ることを切に願います。</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。当委員会としても、学校や教育委員会がいじめへの対応を適切に行うことができるようにサポートして参りたいと思います。</p>	E
7		<p>季刊教育法No.122 september2019 060ページ以降をご覧ください。</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。当委員会として、学校や教育委員会がいじめへの対応を適切に行うことができるようにサポートする中で、参考にさせていただきたいと思っております。</p>	C
8	<p>提言14 経緯</p>	<p>虐めの定義がありますが、この定義ですと、虐めと意地悪との区別ができません。虐めかなと疑われ</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>子どもの自死を防ぐためには、</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

16, 29	<p>る事案があっても、虐めだと証明するのは不可能に近いです。虐めだと結論ができるのは、虐めの結果事件を生じた後です。事件を生じて加害者と被害者が出たとき初めて分かります。再発防止策の提案は、その意味で頭の体操であり、現実味がありません。</p> <p>現実には、虐めをあらかじめ知るには、母親の協力が必要です。子供は辛いことがあると母親に話して母親から守られようとしています。ところが現実の母親は、子供を励まして虐めの場の子供を押し出してしまう場合が多いです。その結果虐めがひどくなり、命を絶つ子供が出てきます。</p> <p>虐めを受けて辛い子供は、教師にその辛さを言いません。言うとしても自分が本当に感じていることを言いません。このような虐められている子供を学校が守ることは不可能に近いです。現実には学校で虐めが無くならない理由の一つです。</p> <p>意地悪と虐めとの区別ができない以上、虐めをなくすることはできません。然し虐められた子供を守ることはできます。それができるのは母親だけです。子供は虐めの場の学校に行こうとしないからです。ですから、母親が虐めの場である学校に押し出すのではなくて、子供が虐めが無くなったと感じるまで、子供を家庭で守る必要があります。子供は虐めが無くなったと感じると、子供自身が持つ本能から、学校に行きます。教師を含めて殆ど全ての大人は、子供にこの学校に行きたがるという本能があることを知りません。</p> <p>子供が学校に行き渋ると言うこと</p>	<p>保護者の協力が必要であるとの点をご指摘の通りです。本件事案の事実関係を踏まえ、「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題⑧－再発防止策4に「また、課題③－再発防止策2と同様、学校内部の相談窓口、教育委員会等の行政の相談窓口、そして、民間の外部相談機関等の完全な外部の相談先を網羅したパンフレットについて、校内において周知徹底するとともに、保護者に対しても交付すべきである。」と追記し、「再発防止策の提言」の4－1⑧の1点目について「(相談先についての保護者への周知も含む)」と追記させていただきました。</p>	
--------	---	---	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		は、子供が学校に行きたがるという本能以上の嫌なこと、意地悪、虐めがあるという意味です。学校が辛いという判断はその子供特有で、その子供しかできません。その子供の判断を信じてあげることです。それを真っ先に感じ取れるのは母親です。その子供が学校に行きづらいほど辛い状態にあると判断を尊重できる母親になってもらうのが、いじめ対策であり、虐めによる自死を防ぐ方法です。		
9	提言14 経緯 16, 29	<p>提言及び検討の経緯、拝読しました。事件を知った直後から、同じ年頃の子を持つ親として、他人事とは思えず、新聞報道や市の説明会などを注目してきた一市民です。事実から抽出した対策案に異を唱えるものではありませんが、対策の対象者は教員、生徒、市教委職員など多岐に亘り、その成果が表れるまでにはかなりの時間を要するものと思われます。いじめ問題は、学校のみならず、社会全体の根深い問題を孕んでおり、それだけに、個人の資質や教育等に依存する対策には、やはり限界があるのではないのでしょうか。</p> <p>冒頭で述べられている通り、この対策の目的は、二度と同種に事案が起きないようにすることですから、いじめの土壌を改善していく地道な取り組みと並行して、緊急避難的に、いじめの場から子どもを逃がすための仕組みが必要かと思われます。</p> <p>提言の13頁に、⑧生徒の外部への相談先の確保及び相談方法に関する指導とありますが、これを父兄にも拡大し、例えば、緊急対応マニュアルを作成し、入学時に父兄に配布し説明することを義務付</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>本件事案の事実関係を踏まえ、「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題⑧—再発防止策4に「また、課題③—再発防止策2と同様、学校内部の相談窓口、教育委員会等の行政の相談窓口、そして、民間の外部相談機関等の完全な外部の相談先を網羅したパンフレットについて、校内において周知徹底するとともに、保護者に対しても交付すべきである。」と追記し、「再発防止策の提言」の4-1⑧の2点目について「(相談先についての保護者への周知も含む)」と追記させていただきました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>けてはいかがでしょうか。</p> <p>子どもの権利条約で、子どもの権利は大人と同様に認められています。又、平成28年9月14日の文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」にあるように、学校だけが教育の場ではありません。そこで、そのマニュアルには、①学校だけが教育の場ではないこと②いじめに耐えて、学校に来る必要はないこと③学校に来なくても不利益にならないこと④各種相談窓口の案内などが網羅されている必要があると思います。</p> <p>併せていじめの加害者側に対する対応を行うことにより、いじめに対する知見が培われていくものと思われます。まずは、子どもを絶対に死なせないための緊急避難的対策を盛り込んでいただきたく、宜しく申し上げます。</p>		
10	<p>提言 13, 14</p> <p>経緯 16, 17, 29</p>	<p>前途有望な子供の自死をととても残念に思い、一助になればと提言をさせていただきます。</p> <p>今回の事件は担任の先生、地域の教育委員会などの対応が、世間の期待するものとは異なり、さらに悪質さを感じさせる点で、公立学校の評価が大きく毀損した点は否めない。これを回復させるためには間違っても再発を起こさせないシステム作りとたゆまないその検証が必要である。</p> <p>①通報システム作り 早期発見のため、本人はもとより、周りの子供からの率直な情報提供を呼びかけが必要。窓口は担任だけでは今回のように十分対応できない場合がある。ルートはいくつも用意し、自分に合った方法で申し出られるようにする。また、せつかくの情報を過小に、また狂言、いた</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>まずは、通報については、現在STOP i tが導入されていますが、学校内のみならず、学校外も含めて多様な相談先が確保されるように「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題③—再発防止策2に「また、課題③—再発防止策1と合わせて、学校内部の相談窓口、学校外の教育委員会等の行政の相談窓口、学校外の民間の相談機関等の完全な外部窓口（弁護士会、チャイルドライン等）のすべてが整備されるようにすべきである。」、課題⑧—再発防止策4に「また、課題③—再発防止策2と同様、学校内部の相談窓口、教育委員会等の行政の相談窓口、そして、民間の外部相談機関等の</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>ずらとして判断されないよう地域外にも情報が共有されるようにする。具体的には電話いじめ相談、目安箱（メール、手紙）。さらに、告げ口として気後れすることないよう、「かわいそうな友達を救うことは人として必要なことだ」と、そこには添えてほしい。また、告知者のプライバシーは厳格に守られるよう配慮されたい。</p> <p>②情報の判断 子供からの提供が真実か、確かめる作業に関しては、担任に任せることはしない。そこには地域の組織だけではなく、県教育委員会や専門家（カウンセラー、精神科医、児童相所）などを交えたい。今回の件で、利害、人間関係、能力など様々な点で地域任せの問題点が表に出たと思う。また、プライバシーに配慮しながらも、正確な情報を文書として残す必要がある。</p> <p>③対応 現在の教師の置かれた状況からすると、担任のできる能力には限りがある。むしろ担任より常設の組織を校内に置いて対応すべき。人間同士の相性は認めざるを得ず、簡単に仲直りなどできるわけがない。当人同士の変な手打ちをさせない。接近禁止、クラス替え、転校など当人同士の距離を取る方策を考える。</p> <p>④加害者の処罰いじめ、やり得は許していけない。死に至るもしくは重大な事案においては、ためらうことなく、警察事案とすべき。加害者に対しては親の教育、登校停止、少年院転校などはっきりわかる形で処分すべきである。</p> <p>⑤教育 人は本来いじめるものであり、理性で抑える必要があることを幼少から繰り返し教え込む。</p>	<p>完全な外部の相談窓口を網羅したパンフレットについて、校内において周知徹底するとともに、保護者に対しても交付すべきである。」と追記し、「再発防止策の提言」の4-1⑧の1点目を「外部の相談先（行政、民間の外部相談機関）の確保及び相談方法に関する指導」と修正いたしました。</p> <p>いじめに関する事実確認等につきましては、学校内の各組織が連携して組織的に対応することが重要になります。そのため、4-1⑥の3点目に「(いじめの防止等のための組織や管理職への共有方法及び報告ルート、生徒指導部会、教育相談部会、いじめの防止等のための組織等の各組織の役割分担も含む)」と追記させていただきました。</p>	
--	--	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		抽象的な話は心に響かず、残らない。具体的な事例を出して理解させること。		
1 1	提言10	<p>具体的で、この事案および学校現場の実情に即したご提言と感じました。委員会のご尽力に敬意を表します。</p> <p>ひとりの子を複数の目で見ること、危険な兆候の見落としを防ぐ大切さにも共感を覚えます。</p> <p>ただ、一方で、「ある特定の生徒Aに対して一人の先生Bが注ぐ注意量」という単位で考えると、注意が薄まるデメリットはないのでしょうか。もしあるとすれば、どう対策を打つべきなのでしょう。この点についても言及をいただくと、より説得力が増すように思います。</p> <p>それから、生徒の側から見たときに、たとえば「先月C先生に伝えたのに今月任のD先生によく伝わっていない、また初めから説明しなくてはならず、かえって『学校は自分に関心を持ってくれないのだ』と思わせてしまった」ということにならないかどうか、気になるところです。</p> <p>つまり、チームで見守る発想に立ちとうとするなら、連携の「穴」や「壁」が生じるという副作用にも目を向ける必要はないでしょうか...というのが、私の素朴な疑問です。所見をお示しいただければ他地域の参考にもなって有意義なのではと考え、意見を申し述べる次第です。</p>	<p>今回の再発防止策では、特定の生徒Aに対して注意を注ぐ教員が一人の教員Bに固定された場合に、Bの能力やAとBとの人間関係等の理由によってAに対して適切に注意が向けられない可能性を減ずることを意図して複数の教員が個々の生徒を見るシステムの導入を提言しています。</p> <p>しかしながら、ご指摘のように、担当する教員が複数になることで個々の生徒に注がれる注意が減ってしまうことを避ける配慮も望めますので、「再発防止策の提言」4-1①に、「この際、複数の教員が適切に連携し、生徒に関する情報を共有して生徒に対応することが前提となるため、こうしたシステムの導入にあたっては先行事例をふまえ、ホワイトボードや情報共有システムの活用する等、各学校に適したシステムを構築することが必要である。」と追記しました。</p>	A
1 2	提言18	<p>県の調査委員会の報告書に基づいて、更に詳しく検証し、具体的ないじめ再発防止策を提言されたことに敬意を表したいと思います。</p> <p>「本件生徒がその命を懸けてもた</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。いただいたご意見を踏まえ、当委員会としても、学校や教育委員会がいじめへの対応を適切に行うことがで</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>らした教訓を胸に、同じ過ちを決して繰り返さないとの覚悟で、本提言をその精神が根付くまで徹底的に取り組むことを切に願う」と提言の最後に締めくくっていることに感動しました。</p> <p>特に重要と思われる点を書きだしますと</p> <p>○学年間、学校全体で共有すべきことが大切○担任が1人で抱え込まないで、複数の教員や学年で情報を共有し指導にあたること○いじめに関する研修を繰り返し行うこと○アンケート内容が、生活管理のアンケートではなく、ストレス度合いを感知できるような内容でなければならないこと○校則に拘泥する等、表面的な点ばかりを指導するのではなく、困っている生徒に寄り添う姿勢で指導にあたることを明記している点○課題を抱える生徒や、気になる生徒についての教師間の情報共有システム○生徒たちの人権意識を向上させるため、いじめ予防の授業、いじめと人権をテーマにした授業を継続的に実施</p> <p>配慮したい点は</p> <p>○肝心の現場の先生が、自分のこととして真剣にとらえなければならないということ。県の調査報告書やこの再発防止策の提言を時間をかけてじっくり読み込むことが何より大切だと思います。いじめ防止策が真に実効性のあるものになるために、学年や学校で本音で話し合ってほしい。また、現場の先生方の意見を吸い上げ、提言に盛り込んでいただきたい。○例えば生徒会などでいじめのない学校を作るために自主的な取り組みを進めるようにできないものでしょ</p>	<p>きるようにサポートして参りたいと思います。</p> <p>また、「現場の先生方の意見を吸い上げ、提言に盛り込んでいただきたい」「現場の先生方の声を聞いてほしい。」との点については、生徒にかかわる現場の先生方主体で再発防止策となる工夫が生まれるよう、各学校からの意見を伺い、取手市ならではの再発防止策にしていくことができればよいと考えます。その観点から、「再発防止策の提言」4-2-3において、「現場の意見（教員のみならず生徒の意見も含む）を聴き、」という文言を追記させていただきました。</p>	
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		うか。○スクールカウンセラーが、生徒たちの身近な存在にならないと、困っている生徒が相談できないと思う。増員を県に求めてほしい。○全員担任制（固定担任制の廃止）とあるが、これを導入するのは唐突すぎないか。現場の先生方の声を聞いてほしい。○ネット上のいじめなども深刻になっています。様々ないじめのケースに対応できるよう配慮されたい。		
13	提言 10, 13	<p>本提言（素案）を手にし、これまで情報公開条例による開示請求により開示された情報、市議会に提出された資料、報道された情報を合せ考えた時、提言のはじめにある通り、いじめを阻止できなかったこと、担任の不適切な指導により、いじめの助長、いじめられた生徒の苦痛を大きくしたことを読みとることができた。又、それぞれの報告の途中で隠蔽行為や談合により事実を変えている。</p> <p>別の市立●学校で平成●●年、●年生在籍中の●がいじめにより不登校になった事実もその対応の内容は同様であり、その対応は本助言とは少し違いはあるが、人・組織が校長をトップとする組織ができていたが、●がいじめによる不登校中、学校が設置したケース会議に出席した際、状況報告、対策、それぞれの発言をする教員は少なく、何のための会議か疑問だけ残った。併せて学校は保護者にカウンセリングを行い、保護者にその責任を求め、結果、心に深い傷を残した事実がある。これらの事実は教育委員会に報告もされていないし、申立てをしても何の対応も指導も教育委員会はしていない。このような事から組織ではな</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。コメントでいただいたいじめ問題を専門とする職員の配置については、当専門委員会としては特定の職員を配置することではなく、生徒の抱えている課題に寄り添う組織的な対応ができるようにすることが重要であると考え、以下の対応策を提言しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談部会システムを構築すること（「再発防止策の提言」の4-1①） ・いじめの防止等のための組織や管理職への共有方法及び報告ルートを明確化し、その機能をより高めること（4-1⑥3点目） 	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>く、いじめ問題を理解する専門的な職員を各学校に法律が定める配置を求めてきたが今だ取手市は実現していない。</p> <p>最後に旧調査委員会が記録した資料を全て廃棄した件は情報公開請求をした結果文書不存在とした。要綱にはそれぞれ会議毎の文書記録を定めており、その文書の不存在の証明を求めたところ、教育委員会は自死生徒の代理人の申入書とこれに対する教育委員会の回答書が開示された。</p> <p>申入書には調査委員会の調査結果の公表を止めるように求め、回答書には調査資料（議事録）については代理人へ送付した議事録が全てと回答しており、代理人が廃棄したかは知ることができないが教育委員会や調査委員に係る人選は移転（移送）処分はしているも廃棄処分は手続き上不可能である。</p> <p>以上の理由から手続きを弄び事実を隠蔽する教育行政の早急な改革・改善が必要であると同時に組織の肥大化をなくし、前述した法律に定める、いじめ問題専門の職員を各学校に配置し、子ども、教職員、保護者との連携や、目配り、気配りができる人を子どもらの近くでコミュニケーションが図れることが大事と考えます。</p> <p>参考資料（写し）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報部分開示決定通知書, ●●●●発第●●●●●号, 平成●●年●月●●日付, 1式 2. 申入書 3. 回答書 		
14	提言18	<p>全員担任制による複数担任制が、例として上げられた麴町中学校は、素晴らしいモデルケースだと思います。取手市の中学校が、こ</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>本提言では、教育相談部会等の様々なシステムを構築する必要</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>のような学校になれば、大変うれしく思っています。</p> <p>ただ、このシステムは麴町中学校でも始まったばかりで、同じシステムにした他の学校では、まだ模索の段階のようにも思えます。麴町中学校は、熱意あるリーダーシップに長けた校長が何年かの準備・改革を経て、なしえたシステムだと思えます。同じシステムにただで、同じ成果を上げられるとは思えません。</p> <p>麴町中学校の工藤校長は、教員が生徒と接する時間を増やすため、従来の当たり前と思われていたことを1から考え直し排除してきたと聞いています。</p> <p>宿題を出さない→教師が採点チェックする時間をとられない こうして教師が生徒に接する下地をつくってから全員担任制・複数担任制だと思えます。</p> <p>今回の提言では、現場の教師は今までの通常業務の他にも、教育相談部会システム会議、研修の実施、指導時の内容協議及び複数体制など、教師の業務は増えていきます。さらに教育委員会等への報告書類も増えることかと思えます。</p> <p>こういった状況でいくら理想を描いても、生徒に接する時間が減り、現場の教師が疲れて消耗してしまったのでは、今まで以上に目が届かなくなるのではないのでしょうか。</p> <p>今回の提言には、輝かしい未来が描かれています。</p> <p>それを実現するために、現場に負担を強いるのではなく、教師がやりがいを持って働ける場にしていただきたいと思います。そして、</p>	<p>性を指摘していますが、これは教員一人一人のパフォーマンスに委ねられている現状を変えていくためのものです。そして、これらは、通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点と対をなすものと考えています。したがって、ご提案の趣旨を踏まえて、「再発防止策の提言」の4-2-3に「なお、本提言の実施に当たり、学校現場においては、業務の見直し等を踏まえた通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点も不可欠である。こうした取組みが本提言と対をなすことよって、再発防止策が実効性のあるものになっていくと考えている。そのため、本提言を実施するにあたっては、各学校において、具体的に削減可能な業務を特定し、教員の負担を軽減すべきである。」と追記させていただきました。</p>	
--	--	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		これからの子ども達が生き生きと学べる学校になることを切に望みます。		
1 5	提言12	<p>自死事案に係る再生防止策の提言を行う前に、この事案について教育委員会で総括を行うべきであったと思います。是非早急に総括して下さい。</p> <p>いじめ問題の委員として教育関係者も入れるべきだと思います。P5 担任のヒアリングが成されていない。必要だと思います。P7 再発防止策の内容で学校に対する再発防止策</p> <p>④個々の生徒への指導の在り方・体制の改善のところに、生徒への理解を深め、生徒の立場に立って考へ対応する事を入れて欲しい。</p> <p>p12</p>	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>いただいたご指摘を踏まえ、「生徒の立場に立ち、」と追記させていただきました。</p>	A
1 5	提言13 経緯27	<p>いじめを目撃した場合の対応方法等の生徒への周知徹底について、敏速な対応を行うを入れて欲しい。 p13</p>	<p>いただいたご指摘を踏まえ、「再発防止策の提言」の4-1⑦で「具体的な対応手段や早期対応の必要性について議論し、共有するものでなければならない。」と修正し、また、「再発防止策の提言(検討の経緯)」の課題⑧-再発防止策2を修正いたしました。</p>	A
1 5	提言14	<p>学校運営の在り方の改善で、3年生の主任には実力、指導力のある者にして欲しいです。 p14</p>	<p>3年生が重要な学年であり、実力、指導力のある教員がなるべきとのご指摘の通りです。ただし、今回の事案で特に課題だったのは、2年次に担当をしていなかった教員が学年主任となったことでしたので、当委員会としては、2年次と3年次を同じ教員が学年主任を務めることを再発防止策として提案させていただきました。</p>	A
1 5	提言 15, 17	<p>教育委員会に対する再発防止策 保護者・遺族が何を望んでいるのか正しく理解し、遺族と連絡を取</p>	<p>【市教委に対する再発防止策の提言②(修正後⑫)について】 保護者・遺族に寄り添った対応</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		りつつ対応して欲しい。 p16	をすべき、との点については、市教委に対する再発防止策①(修正後①)において研修の内容として追記させていただきました。また、県教委に対する再発防止策の提言①, ②(修正後⑰, ⑱)において対応させていただいていると考えています。	
16	提言10	<p>学校に対する防止策の提言の一つとして、クラス替えの基準に交友関係の配慮を高位にすること</p> <p>本件生徒は、3年3組に進級した際にクラス替えにより仲良しのB生徒並びにB生徒を通じて仲良くなったC及びD生徒とも別クラスになった。特にB生徒との仲良しはクラス内外で目立っていた。進級した3年3組に比較的に親しく付き合っていた友人はいなかったことで、結果的にA生徒と密接な交友関係を持ち行動を一緒にするようになった。(調査報告書P11、12)</p> <p>何らかの悩みや不安が生じたときに相談する相手として上位に占めるのが親しい友人であり、特にクラスでの問題は背景や事象を把握している同クラスの親しい友人に相談し悩みを共有することでストレスの緩和そして問題の解決に繋がる。少なくともB、C又はD生徒のいずれかと同じクラスであったならばA生徒とともに問題行動をすることが避けられたことも十二分に考えられる。クラス替えの基準について、交友関係の配慮を高位にすることを学校に対する防止策の提言の一つとして追加とするものである。</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。本件事案においては、交友関係についてはむしろ教員側で認識できていなかったことが課題かと存じます。そのため、再発防止策としては、教育相談部会システムの構築を提案させていただいております。その上で、「再発防止策の提言」4-1②の5点目に「また、教育相談部会で共有された情報については、クラス替えの際にも参考にする。」と追記させていただきました。</p>	A
17		再発防止策の提言を読ませていただきました。一つ一つの事実について、細かい対策案を考えて下さ	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>【①について】</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>り敬服いたしました。</p> <p>①全員担任制・複数担任制等の導入について</p> <p>麴町中学校の事例を参考に、ということですが、固定担任をなくしてみでの評価はどのようなものでしょうか？わたくしの浅いか考えかもしれませんが、浅く広く生徒を見ることにならないでしょうか。中学校の場合、教科担任制なので同じ学年の他のクラスを教えていることが多いです。ですから全員担任制も可能でしょうが、長い間、教師や保護者、生徒の皆さんの願いであった少人数学級を実現するほうが、教師や生徒の負担が少なく、生徒とも深くかかわるのではないのでしょうか。現状のままでの教師の人数で全員担任制をとるのであれば、大人数の学級を担任するのと同じような感覚を覚えます。大人数の生徒を浅く見ることにならないでしょうか。もちろん面接は、希望する先生でも教科担任なので周知しておけば問題ないと思います。</p>	<p>今回の再発防止策では、特定の生徒Aに対して注意を注ぐ教員が一人の教員Bに固定された場合に、Bの能力やAとBとの人間関係等の理由によってAに対して適切に注意が向けられない可能性を減ずることを意図して複数の教員が個々の生徒を見るシステムの導入を提言しています。ご指摘のように、学級の生徒数を減らすことによって教員が生徒と深く関わりやすくなると考えられますので、学級の生徒数を減らすことについては別途検討されることを期待しますが、今回の再発防止策では学級の生徒数減でなく複数の教員で学級を見るシステムを提言いたします。</p>	
17	提言 13, 18	<p>個々の担任の指導のばらつきはあるでしょうが、提言でもあるように「生徒に対する指導の際は、可能な限り複数で行う。教員が組織で個々の生徒への指導に当たる。」</p> <p>「週1回程度の生徒の情報の共有、生徒同士の関係の検討会の実施、教育相談部会の実施」などにより指導のばらつきが埋まると思います。1週間交代の担任などで、どんなメリットやデメリットがあるのか現場の教師や生徒の思いをよく聞き取ってください。</p>	<p>【教師や生徒の思いを聴き取る ことについて】</p> <p>また、各学校で複数の先生で生徒を支えるにはどのような体制がふさわしいか、また、体制を変えようとする時に生徒の見守りが疎かにならないよう、聞き取りを行い、各学校の実状にあった校内システムにして行くことができればよいと考えます。生徒への聴き取りに関しては、「再発防止策の提言」の4-1⑥の項目について、「学校は、いじめアンケート及び、ストレスチェック項目も含む教育相談アンケートを年間計画の中で実施</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

			し、それを有効に活用するため、以下の対応をすべきである。」と追記させていただき、また、4-2-3に「現場の意見（教員のみならず生徒の意見も含む）を聴く」と追記させていただきました。	
17	提言18	もし、全員担任制を実施する場合、麴町中学校のように定期テストや通知表をなくしたりすることも考慮してほしいです。 その他の提言を読んで、その通りその通りと共感しながら読み進みました。この提言の通り実施することができたら、いじめ問題も深刻にならずに済むのではないかと思います。しかし、限られた時間の中で提言通りのことをやろうとすれば長時間勤務が余儀なくされるでしょう。提言にもあるように先生の加配も視野に入れて実施していただきたいと切に思います。	【教師の負担の軽減について】 また、「定期テストや通知表をなくしたりすることも考慮してほしい」とのご意見は、教員の負担を軽減すべきとのご趣旨と理解いたしました。本提言では、教育相談部会等の様々なシステムを構築する必要性を指摘していますが、これは教員一人一人のパフォーマンスに委ねられている現状を変えていくためのものです。そして、これらは、通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点と対をなすものと考えています。したがって、ご提案の趣旨を踏まえて、提言の「再発防止策の提言」の4-2-3に「なお、本提言の実施に当たり、学校現場においては、業務の見直し等を踏まえた通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点も不可欠である。こうした取組みが本提言と対をなすことよって、再発防止策が実効性のあるものになっていくと考えている。そのため、本提言を実施するにあたっては、各学校において、具体的に削減可能な業務を特定し、教員の負担を軽減すべきである。」と追記しました。	A
18	提言10	提言を読んで考えたこと 複数担任制・全員担任制について 生徒を複数の目で見えていくという ことは大切だが、現実問題として	貴重なご意見いただきありがとうございます。 全員担任制についてのご懸念は、ご指摘の通りですので、「こ	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>はなかなか難しいことではないか。学年担任全員が子どもたち全員を見るとしても、2クラスぐらいをペアにして見るにしても、責任があいまいになりはしないだろうか。また、二人組みなどの場合は相性の問題もありそうだ。仕事なのだから相性云々など言っていられないという考えもあるが、人間だから相性の問題は無視出来ないのではないか。</p> <p>かつて教員だった経験から、学年担任間で意思統一するだけでもなかなか難しい面があった。表面では統一できても、実際に細かい点まで共通の視点を持てるかというとなかなかそうは行かないことが多かったと思う。そういう点を考えると複数担任制や全員担任制はかなり難しい気がする。そのあたりの具体的な工夫がなされないと、せっかくの新しい試みが生きてこないかもしれない。</p>	<p>の際、複数の教員が適切に連携し、生徒に関する情報を共有して生徒に対応することが前提となるため、こうしたシステムの導入にあたっては先行事例をふまえ、ホワイトボードや情報共有システムの活用する等、各学校に適したシステムを構築することが必要である。」という記述を加えることといたしました。</p>	
18	提言11	<p>教育相談部会の構築</p> <p>これは大切な事だと思う。形式的に組織を作るのではなく、実質的に稼働する組織でなければならないが。メンバー間の情報の共有、メンバー以外の全学年の情報共有が不可欠だ。</p>	<p>ご指摘の通りですので、「再発防止策の提言」の4-1②の5点目に「教育相談部会で検討された事項については、学年会や職員会議等を通じて関係する教職員に共有され、教職員が連携して対応できるようにする。」という記述を加えることといたしました。</p>	A
18	提言14 経緯 15, 16, 29	<p>子どもが逃げ込める人が必要だ。各学校に相談員かカウンセラーの常駐を求めたい。また、学外の相談システムを子どもにしっかり伝えておくことも大事。</p>	<p>ご指摘の通り相談先の充実は極めて重要ですので、相談先として、行政のみならず、民間の教育相談機関も確保すべく「再発防止策の提言」の4-1 提言⑧に「相談先（行政、民間の外部相談機関）」と追記させていただき、これらに対応する「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題③-原因3、課題③-再発防</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

			止策2, 課題⑧一再発防止策4も追記させていただきました。	
18		<p>教育委員会の改革</p> <p>以前私が教育委員会を傍聴していた頃、教育委員会内に議論は皆無と言っても良かった。教育委員会自体が議論のできる組織にならないといけない。委員が自由にもの言える委員会でなければ、各学校の抱える問題にも深く関わって対処することはできないだろう。</p> <p>教育委員会の委員の構成も、現在のように教育経験者中心の組織でなく、教育経験者を半数ぐらいにして、一般社会人を入れたほうが、広い視野を保てるのではないかと思っている。</p> <p>「文部科学省や茨城県外のいじめ防止体制が充実した自治体からの出向等による外部人災の積極的な登用」というのは是非実施してもらいたい。</p> <p>「市教委の不定期な学校への訪問、再発防止策の実施状況の確認」も重要だと思った。市の教育委員会や県からの訪問というと、よそ行きの姿を見せがちだが、本当に普段どおりの学校の様子をしっかりと把握するには不定期で事前連絡無しの訪問が重要だろう。</p>		C
18	提言18	<p>教師のゆとりを確保するための働き方改革</p> <p>提言には無かったと思うが、教師のゆとりが子どもへのゆとりある眼差しにつながると思うので、教師の働き方改革をしっかりと考える必要があるだろう。</p> <p>私が教師だった頃には無かったことだが、学校閉鎖期間というのが設けられているとのこと。茨城県ではその期間が短いと聞いてい</p>	<p>本提言では、教育相談部会等の様々なシステムを構築する必要性を指摘していますが、これは教員一人一人のパフォーマンスに委ねられている現状を変えていくためのものです。そして、これらは、通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点と対をなすものと考えています。したがって、ご提案の趣旨を踏まえて、「再発防止策の提言」の4</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>る。夏休みなどに実施されている学校閉鎖期間を横浜市のように2週間ぐらいに伸ばして、教師がゆとりと休暇を取り、心にゆとりをもてるようにする試みもあってもよいのではないか。</p> <p>部活動に外部の人材を多く登用するなどして、教師の負担を減らし、ブラックと言われないような職業環境を整備することによって、教師の心のゆとりや教材研究・授業研究の時間を増やす必要があるように思う。</p> <p>教師の働き方改革はいじめ防止に直接関わらないように思われるかもしれないが、教師がゆとりある生活をするには、子どもを見る目には大きな影響を及ぼすと思うので、是非取り組んでいただきたいと思う。</p>	<p>－2－3に「なお、本提言の実施に当たり、学校現場においては、業務の見直し等を踏まえた通常業務の効率化や教員の負担軽減という視点も不可欠である。こうした取組みが本提言と対をなすことよって、再発防止策が実効性のあるものになっていくと考えている。そのため、本提言を実施するにあたっては、各学校において、具体的に削減可能な業務を特定し、教員の負担を軽減すべきである。」と追記させていただきました。</p>	
19		<p>学校名（担任教師の氏名は伏せずに明記すべきである。本提言を出すことになる取手市いじめ問題専門委員会の構成、委員の氏名や肩書等も明記すべきである。</p> <p>そして、表現が、提言案を通じて、あまりにも被害者が読み手となった場合にまでも高圧的であり（具体的には後述する）、到底、いじめ被害者に寄り添っているものとは言えない。</p>		B
19		<p>提言案が全般的に教職員の負担の増加を優先的に考慮してあまりにもいじめ被害者を座視する内容や表現になっており（具体的には後述する）、到底、いじめ被害者に寄り添っているものとは言えない。</p> <p>本件の提言の目的を曲解してはならない。教職員が本来行うべきいじめの防止や解決を全国的に放棄している以上、いじめやそめ隠蔽を撲滅するためには、教職員の負</p>		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		担の増加を一切考慮すべきではない。むしろ、教職員は、いじめの防止や解決のために全力を捧げるべきである。		
1 9		本提言案の全体について言えることであるが、いじめの被害者やその家族・遺族の意見を徹底的に排除する意図があることは明らかであり、学校・教育委員会の権限を強化し以て、いじめを推進し、いじめを隠蔽しやすくする内容ばかりである。全体の根本的な書き直しが必要である。		C
1 9		本提言案のどこにも、●●●●が、●●●●●●●●●●●●●●であることから●●●●●●●●●●によりいじめが隠蔽された側面が否定できないことが明記されていないから、その点を明記すべきである。		D
1 9	経緯3	3頁において、「生徒が担任教諭以外の教員に助けを求める制度がないこと」とあるが、そのような制度は存在している。いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの被害者がいじめ被害を訴え出たら重大事態として第三者検証委員会にて調査・審議することになることが法定されている。その旨を児童生徒やその保護者に対して周知徹底することを明記すべきである。	ご意見を踏まえ「担任教諭以外の教員に助けを求める制度がない」との点について、「実質的に生徒が担任教諭以外の教員に助けを求めることが困難なこと」と修正しました。	A
1 9		3頁から4頁において、「本件生徒が授業に遅刻したときに、他の生徒も授業に遅刻したにもかかわらず本件生徒のみが理不尽に叱責されたこと」とあるが、「教員向けの研修（指導方法、不公平な指導の影響）生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する教育相談部会システムの構築」は本件いじめ自殺が勃発した際にはすでに行われており、再発防止策とは到底言えないものである。「本件生徒が授業に遅刻し		D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

			員が、いじめ被害を受けた場合の気持ち、また、教員として求められた対応について学び、生徒に寄り添った対応をできるようにするため、いじめ被害の当事者や家族等も講師として招聘すべきである。」と追記しました。	
19	経緯29	4頁において、「他の教員や学校の外部に対して通報することができる仕組みの構築」とあるが、これこそがまさにいじめ防止対策推進法に基づく、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てのことであり、それは本件いじめ自殺が勃発した際にはすでに存在する制度である。なお、申立てと表現されているが、被害者やその保護者が電話や面前で口頭により被害を伝えたり、ノートの切れ端や日記にいじめが示唆される言葉があったりした場合が含まれることは当然のことであり、それらのことを児童生徒や保護者に積極的に周知することを明記すべきである。	ご意見を踏まえ、趣旨を明確にするため、「生徒が他の教員や学校の外部に対して通報することができる仕組みの構築」と修正いたしました。合わせて、「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題⑧ー再発防止策4も修正いたしました。	A
19		4頁において、「スクールロイヤーの設置」とあるが、現在でも、首長、地方公共団体ないし教育委員会の顧問弁護士は●●●●●●●●●●●●●●●●であるのに、スクールロイヤーを設置してしまったら法律家による法を用いたいじめ及びいじめ隠蔽が加速してしまう。絶対にスクールロイヤーを設置すべきではない。むしろ、いじめやいじめ隠蔽の被害者や被害者の家族に、無償で裁判を起こすことができるよう訴訟費用や弁護士費用の全額を市が支出し、市が敗訴した場合には責任を有する職員に全額を求償請求する		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		ことを明記すべきである。		
19		4頁において、「定期的な法令順守体制のチェックの実施（いじめ問題専門委員会における積極的な情報開示等）」とあるが、現在、取手市は、教育委員会、市長、議会、消防長のすべての部局において、本件いじめ自殺に係る情報公開請求についての処分に対する審査請求において、弁明を一切拒否し内容のない弁明書を提出し、情報公開審査会もまた、その判断に追随していることから、国家賠償請求訴訟が提起されている。本件提言案がパブリック・コメントの募集にかけている現在であっても、積極的な情報開示とは程遠いものと言わざるを得ない。いじめ防止対策推進法に基づいて、徹底的な情報開示は法的義務になっていることを明記すべきである。そして、何人も、取手市が法令を遵守していないと認めたら、取手市は第三者検証委員会を設置して法令順守について調査・審議しなければならないものとするを明記すべきである。		D
19		4頁から5頁において、「文部科学省や、茨城県外のいじめ防止体制が充実した自治体や文部科学省からの出向等による外部人材の積極的な登用」とあるが、外部人材として積極的に登用すべきなのは、深刻ないじめ及びいじめ隠蔽の被害経験者とその御家族・御遺族のかたである。深刻ないじめ及びいじめ隠蔽の被害経験者とその御家族・御遺族のかたを教育委員や第三者検証委員会の委員やそれらを選ぶ人にするを明記すべきである。		C
19		5頁において、「重大事態の判断に		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		に違反したとしても直ちに直接の不法行為になるとは言えなくなってしまうかねないから、条例において、いじめおよびいじめ隠蔽に関する資料を永年で保管することを規定することを明記すべきである。そして、本件いじめ自殺で、「旧調査委員会が調査内容が記録されている資料を全て廃棄したこと」の責任者全員を懲戒免職にするとともに、公務員の告発義務を果たし、公用文書等毀棄罪と公務員職権濫用罪等で刑事告発することを明記すべきである。また、「旧調査委員会が調査内容が記録されている資料を全て廃棄したこと」はいじめの隠蔽に他ならないことを強調すべきである。	正し、「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題⑮－再発防止策も併せて修正いたしました。	
19	経緯6	5頁において、「理不尽とも評価できる指導」とあるが、まるで、理不尽ではないと言うことができる指導であるが、理不尽ということも一理あるかのような表現になっている。そもそも、評価という言葉が不適切である。誰が評価したのかも不明である。誰の目から見ても明らかに理不尽としか言えない指導と明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「理不尽とも評価できる指導」との部分「理不尽な指導」と修正いたしました。	A
19		6頁において、「本件生徒が「そんなことできるわけではない。みんな持ってきているのに、私がそんなことを言ったら逆にいじめられる。」と強く反発していた」と、あるが、「そんなことできるわけではない。みんな持ってきているのに、私がそんなことを言ったら逆にいじめられる。」と発言することは、 ●●●●●●●●。●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●。これを反発、ましてや強く反発していたということ自体があまりにも理不尽であり、高圧的である。いじめの被害		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>者が加害行為を誘発することをなぜしなかったのか、なぜ積極的にいじめられることをしなかったのか、どうすればさらにいじめを受けることができるかを教員に追及され続けることを意味する。それを「生徒が実践できるよう教員が励まし援助する」などとは、言語道断である。生徒が実践するとは、いじめられるという意味である。この箇所に限らず、深刻ないじめ被害者が見れば、本件提言の内容はいじめを隠蔽することを隠蔽するものであることが、一目瞭然であるが、そうでない者が見たらあたかもいじめ被害者に寄り添ったものであるかのように騙されるであろう。このような卑怯なことは絶対にしてはならない。深刻ないじめ被害経験を委員として本案を全面的に改めるべきである。</p>	
19		<p>7頁において、「ここでは担任教諭の性格・思考の特性、過去の経験等の個人的な資質に立ち入り批半的に分析することはしない。なぜなら、そのような批半をすることは簡単であるが、本提言が今後の同種事案において有効な再発防止策を提示することを目的としていることからすると、個々人の教員の性格や思考の特性にばらつきがある場合にも、本件と同じ結果を確実に回避できる対策を検討することのほうがより重要と考えるからである。」とあるが、これでは再発防止策とは言えない。●●教員を庇っているとしか言えない。今後の同種事案において有効な再発防止策を提示するためには、個々人の教員の性格や思考の特性にかかわらず、本件と同じ結果を確実に</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>ては、可能な限り他の教員と組んで行うことで、不適切な指導の抑止を制度化することが考えられる。」とあるが、「可能な限り」とは、教員の負担を考慮した留保であって、いじめ被害者の気持ちに寄り添うものとは言えない。</p> <p>本当にいじめを隠蔽するつもりがなければ、全て可能でなければならないのである。どうしても、「可能な限り」という留保を付すことに拘泥するのであれば、その可能・不可能を判断するのは、まずいじめ被害者自身、次にその御家族とするよう修正すべきである。</p>		
19	経緯8	<p>8頁において、「自分の受け持つ生徒の問題行動のほかに同僚教員が担任を務める学級に所属する生徒の問題行動にまで対応しなければならぬ」という意味では、複数体制を取る余力が学校現場にあるのかという指摘は当然想定されることである。」とあるが、ここでもまた、いじめの被害者の尊厳よりも教員の負担のことを優先しており、再発防止策とは到底言えない。いじめやいじめ隠蔽の撲滅のために、全力を挙げて、学校現場においていわゆる複数体制を取らなければならないのであるから、余力がある場合に行えばいいものではないし、余力という時点で、本提言案の起案者が、いじめやいじめ隠蔽の撲滅などどうでもいいことであり優先順位が最下位であると考えている証左である。到底、容認できるものではない。</p>	<p>当委員会としては、「余力」との言葉を優先順位が低いとの趣旨で記載したものではありません。ただし、ご意見を踏まえ、当委員会の意図を明確にするために「複数体制をとる余力が学校現場にあるのか」を「複数体制を取ることが実際に可能か」と修正いたしました。</p>	A
19		<p>9頁において、「いじめなどを心配しないで安心して生活している」というアンケート項目について「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した生徒との面談を</p>		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>設定し、どのような事実に基づいて、いじめを心配しているのか確認すべきであった。」とあるが、その面談や確認の際に、いじめなんてないだろというような脅迫的ないし高圧的な態度で接したり、本当はいじめなんてないんだろというような懐疑的ないし猜疑的な態度で接したりしてはならないことを明記すべきである。いじめやいじめ隠蔽の歴史からして、多くの場合、そのような面談や確認の際に、教職員や第三者検証委員会は、その証言を無視したり、否定したりしてきた。本提言の案文もそのことを全く考慮していないというべきである。</p>		
19		<p>9頁において、「大まかに内容を確認し、必要に応じて」とあるが、大まかにでは全く意味がない。全て確認すべきである。そして、必要に応じての必要性は、管理職や担任などの教職員ではなく、まずいじめの被害者本人やその御家族の判断が教職員の判断に優越するものである。それらを明記すべきである。</p>		C
19	経緯10	<p>9頁において、「本件生徒とAの交友関係が非常に流動的であり、本件アンケートによりその微妙な関係性を教員が感知することは困難だったと思われる。」とあるが、「交友関係が非常に流動的」という言葉の意味がわからないのでわかりやすく修正すべきである。また、「本件アンケートによりその微妙な関係性を教員が感知することは困難だったと思われる。」というように、本提言案には随所に、●●教員らを擁護する記載が見られるが、本提言が、●●教員らを擁護することを目的としたものでは</p>	<p>ご意見を踏まえ、「流動的」を「変動しやすい状況」と修正いたしました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		ないのであり、そのような目的の行政作用など認めるべきでもないから、このように、被害者の●●●●●●●●●●表現は全て削除すべきである。		
19	経緯10	10頁において、「③対応の必要性及び具体的な対応方法も認識していたものの、何らかのやむをえない事情で対応できていなかった、の可能性が考えられる。」とあるが、いじめやいじめ隠蔽を撲滅するうえで、「何らかのやむをえない事情」など存在しない。本提言案は、今までいじめを隠蔽してきた者やその隠蔽を助言したり、その隠蔽に賛同したりした者が起案したと考えるにはいられない記載が随所に見られる。このこと自体、本提言の目的に反するものである。	ご意見を踏まえ、「対応の必要性及び具体的な対応方法も認識していたものの、何らかのやむを得ない事情で対応できていなかった」を「対応の必要性及び具体的な対応方法も認識していたにもかかわらず対応できていなかった」と修正いたしました。	A
19		10頁の「最初に、①については、」から始まる段落についてであるが、学校の体制の問題を記載することは当然必要であるが、それだけではなく、担任教諭などの●●●●●●●●●●も当然に指摘しておかねばならないものである。そのように修正すべきである。 10頁において、「次に、②については、担任教諭の●●●●●●●●●●を指摘するものである。この点、たとえば学校としてアンケートへの対応方法についての基準が策定されていなかったとしても、アンケートの結果、いじめを心配している個別の生徒への聴き取りを行う必要があるなどの知識は、通常、教員個人の自学自習による獲得のほかは、研修や教員同士の情報交換において共有されるべきものである。」とあるが、そもそも教員になるために必要不可欠な事柄であ		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		11頁において、「面談については、担任との信頼関係が十分に構築できていない場合には、担任に対して悩みを打ち明けるのは難しいと考えられる。そのため、生徒が面談する教員を選ぶことができるようにすることも重要である。」とあるが、いじめ被害者の●●●●●●●●繰り返さないためには、生徒が選ぶことができるのは、担任だけではなく、他の教員、学年主任や校長、教頭、副校長、教育委員、教育長なども含むという旨を明記すべきである。	C
19		12頁において、「アンケートで「いじめなどを心配しないで安心して生活している」という調査項目に「あまりそう思わない」「そう思わない」と記載した生徒への聴き取りの方法や聴き取りをした後の対応方針は、必ず協議しておくべきである。」とあるが、その対応方針は、その記載をした生徒や保護者、いじめ被害者やその保護者が個人情報開示請求をした場合には、全部開示しなければならないことを明記すべきである。	C
19		いじめへの対応の知見も充分蓄積している者でなければ、教員になってはならない。どんなに遅くとも教員採用試験の時点でいじめへの対応の知見も充分蓄積していなければならない。「可能性も否定できない」とするのは、それを容認することを意味しており、到底看過できない。そのような者は一人残らず、懲戒免職にすべきである。その旨を明記すべきである。	C
19		12頁において、「学校及び教育委員会において、学校生活アンケートの活用方法についてのガイドライン等を定める」とあるが、ここで	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		も同じ過ちを犯していると言わざるを得ない。学校生活アンケートの活用方法を学校又は教育委員会で定めるとなったら、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、学校・教育委員会は徹底的にいじめを隠蔽するためにその権限を利用するのであるから、絶対に行わせてはならない。学校生活アンケートの活用方法は、深刻ないじめの被害者や遺族団体に全てを定めていただくべきである。その旨を明記すべきである。	
19		12頁において、「いじめなどを心配しないで安心して生活している」との項目で、「あまりそう思わない」「そう思わない」との選択肢にチェックを付けた生徒がいる場合、その後の生徒との面談において、具体的にどのような事実に基づいてそのように回答したのかを確認する。」とあるが、具体的にどのような事実に基づいてそのように回答したのかを確認するとなると、殆どの生徒は上手く答えられないのであるから、確認したところ具体的な事実はなかったなどと言うことにされかねない。本提言はこのことからいじめ隠蔽の指南書のようなものであるというべきであり、絶対に許されない。	C
19		12頁において、「先生は生徒の相談に親切に応じている」との項目について、「あまりそう思わない」「そう思わない」との選択肢にチェックを付けた生徒がいる場合は、担任以外の教員が当該生徒との面談を実施する。」とあるが、その場合には、第三者検証委員会による調査・検証を実施すべきであるから、その旨を明記すべき	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		●●●●●●●●●●の回答がたくさんあれば対応するが、少しであれば対応しないというのはいじめの実態を何ら考慮しておらず、いじめ防止対策推進法に違反し違法である。1人から対応しなければならない。		B
19	経緯14	13頁において、「生徒の些細な変化」とあるが、いじめ被害者に現れる変化に些細な変化など存在しない。本提言案は至る所でいじめ●●●●●●●●●●・●●●●●●●●●●する記載が見られる。これは本提言の目的にも反する。「生徒の些細な変化」などと表記する時点でいじめを隠蔽する意図があることは明らかである。絶対に許されない。いじめ被害者に現れる変化は全て顕著な変化であり、その変化を些細なものとしか認識できない者はいじめを隠蔽しているというべきであるから、懲戒免職にすべきである。	ご指摘を踏まえ、「生徒の些細な変化」を「わずかな変化」と修正いたしました。	A
19		13頁において、「生徒の回答のしやすさの観点からすれば、自由記述方式は生徒にとっては記載のハードルが高いと考えられる。そこで、自由記述欄を減らし」とあるが、いじめやいじめ隠蔽の歴史に鑑みても、自由記述欄があるからこそ被害者がいじめを訴えることができるのであるから、自由記述欄を減らすことはいじめ隠蔽そのものであり、絶対に許されない。この記載からしても、本提言案がいじめの隠蔽を真の目的にしていることがわかる。いじめ被害を訴えにくい記載にしようとする提言は、いじめ防止対策推進法に違反し、違法である。		C
19		13頁において、「生徒の回答のしやすさの観点からすれば、自由記述		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>方式は生徒にとっては記載のハードルが高いと考えられる。そこで、自由記述欄を減らし」とあるが、いじめやいじめ隠蔽の歴史に鑑みても、自由記述欄があるからこそ被害者がいじめを訴えることができるのであるから、自由記述欄を減らすことはいじめ隠蔽そのものであり、絶対に許されない。この記載からしても、本提言案がいじめの隠蔽を真の目的にしていることがわかる。いじめ被害を訴えにくい記載にしようとする提言は、いじめ防止対策推進法に違反し、違法である。</p> <p>13頁における相談したい教員の記載についてであるが、上述のとおり、選ぶことができるのは、担任だけではなく、他の教員、学年主任や校長、教頭、副校長、教育委員、教育長なども含むという旨を明記すべきである。</p> <p>13頁において、「いじめについてのアンケートと、教育相談に関わるアンケートは区別して実施することでそれぞれの実効性を最大限高めるべきである。」とあるが、これは被害者であれば誰もこの提言がいじめの隠蔽のためであると確信するものであると言える。いじめについてのアンケートと、教育相談に関わるアンケートとは絶対に区別して実施してはならない。いじめについてのアンケートと、教育相談に関わるアンケートとを区別して実施してしまえば、何か記載している者、記載時間が長い者が周囲の者らに容易に認識され、いじめ被害を訴えた（いわゆるチクった）ということにされ記載に委縮していじめ被害を訴え出ることができなくなってしまう。</p>		
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		本提言案中のこの記載は、いじめ隠蔽の総決算である。いじめについてのアンケートの実効性がただでさえ担保できていないというのに、その実効性を壊滅させるものである。深刻ないじめの被害者であれば絶対に提言しない内容である。絶対に許されない。直ちに違憲無効である。国家賠償法上、違法である。直ちに削除すべきである。		
19		13頁から14頁において、「今後、教育委員会及び学校の管理職は、このような具体的な施策の趣旨をよく理解した上で、いじめ防止のための取組として実行していくことが重要である。」とあるが、この提言案の内容では、いじめ被害者やその家族・遺族が関与することができないことからいじめやいじめ隠蔽を隠蔽するうえでは大変うまく機能するものと言えるが、そのようなことは、本提言の目的に反するから、絶対に許されない。全ての過程において、深刻ないじめ被害経験者やその家族・遺族の見解を全面的に反映すべきである。そうすることこそ、このような具体的な施策の趣旨をよく理解した上で、いじめ防止のための取組として実行していくことになるのである。その旨を明記すべきである。		C
19	経緯14	14頁において、「いじめを助長したと言える担任教諭」とあるが、この言えるという表現は極めて不謹慎であって、そういうことも可能だがそうじゃないかもしれないであるとか、そう言うのも一理あるといったニュアンスがあるものであるから、「いじめを助長した担任教諭」と修正すべきである。	ご意見を踏まえ、「助長した」と修正しました。	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		15頁において、「例えば、各教員に対し、生徒に対して積極的に声掛けをするように周知する等」とあるが、これが生徒のいじめの訴えを握り潰したり、いじめを訴え出ようとしていることを監視する等の委縮をさせる態様でなかったりすることを義務付けるべきである。その旨を明記すべきである。	C
19		15頁において、「相談によりもたらされた情報の共有には、相談者である生徒の同意を必要とすることとし、その点も併せて周知されるべきである。」とあるが、いじめの隠蔽の手法として、学校・教育委員会により、生徒や保護者が同意していないのに同意したことにされたり、同意したのに同意していないことにされたり、隠蔽のために都合がいい方向に誘導されるなどが多発している。そうしたことがないように、学校・教育委員会により、生徒や保護者が同意していないのに同意したことにされたり、同意したのに同意していないことにされたり、隠蔽のために都合がよい方向に誘導されるなどがあった場合には、その教職員や責任者を懲戒免職にすべきである。その旨を明記すべきである。	C
19		15頁において、「アンケートに相談したい教員名を記載できるようにする」とあるが、アンケートに相談したい教員名を記載しても、その記載を担任教諭に見られることがあれば、その記載をすることに委縮してしまう。この記載は生徒の事前の合意がなく共有されることがないようにすべきである。これを漏洩した場合には、その教職員や責任者を懲戒免職にすべきである。その旨を明記すべきである。	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>害者以外全員)に見られたり知られたりすることが絶対にないように振る舞わざるを得ない。そうすると、パンフレットは一部を教室の見やすいところに掲示してしまっっては、いじめの被害者は、教室のうちパンフレットを掲示してある方向やそれに近いところを全く見ることができなくなる。それでも、何らかのために、教室のうちパンフレットを掲示してある方向やそれに近いところを見てしまったら最後、いじめをチクろうとしたということにされてさらにいじめられるのである。パンフレットは、生徒全員が見ても不自然にならないよう生徒全員に個別に郵送すべきである。生徒全員に学校の教室において配布してしまうと、生徒全員が目にはなるが、少しでも、気にしたそぶりを見せたり他の人よりも長く見たりしてしまったりそれだけでも、自殺に追い込まれるほどいじめられてしまう。本提言は、自殺推進政策の一環として行なわれていると言わざるを得ない。こんな提言を実行されたら、いじめがエスカレートしてしまう。絶対に許されない。いじめの推進をいじめの再発防止と称して行ってはならない。</p>	
19		<p>16頁において、「市教委のほうで何らかの対処の必要があると判断されれば各学校に指示・指導がされるというものである。」とあるが、市教委がその必要性を判断するとなったら、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、学校・教育委員会は徹底的にいじめを隠蔽するためにその権限を利用するのであるから、絶対に行わせてはならない。</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		●●●●●●●●●●のであるから、これもまた教員を庇い立てるための記載であると言わざるを得ない。絶対に許されない。その旨修正すべきである。	
19		17頁において、「原因1への対応として、教員がある生徒の様子が気になった場合に、直ちに教員間で情報が共有されるよう、校内LANを活用して教員間の情報共有ドキュメントを作成し、常時更新されるようなシステムを構築すべきである。」とあるが、これを行えるようにすることで、いじめが効果的に効率的に隠蔽できているかの情報共有の場に墮することは、数々のいじめ自殺事件の経験からしても、目に見えている。その旨を明記するとともに、いじめの被害者やその家族・遺族が常時監視することができるようにその電磁的記録は永年保存とし、個人情報開示請求に対しては全部開示することを明記すべきである。	C
19		17頁において、「教員間の情報集約コストを削減する」とあるが、教員にかかるコストなどは、いじめやいじめ隠蔽を防止するためには一切考慮してはならない。いじめやいじめ隠蔽を防止することが教員の第一義的な役務であるから、そのために全力を尽くさなければならないのである。その旨を明記すべきである。	C
19		17頁において、「課題④－原因2への対応として、課題①－再発防止策1と同様、教員が適切なサポート方法についての知見を得るためには、他の教員や専門家から知識を得る機会を設けることが考えられる。」とあるが、他の教員から知識を得るといふのは、いじめ隠蔽の	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		知識を得るのであるから絶対に行ってはならないし、専門家という表現ではなく、深刻ないじめ被害経験者やその家族・遺族という専門家とした方が明確になるから、他の教員という記載は削除し、深刻ないじめ被害経験者やその家族・遺族という専門家と修正すべきである。	
19		17頁において、「他の教職員がそれを見て助言することもできるようになると考えられる」とあるが、助言というのは、如何にいじめを隠蔽するかの助言に他ならないから、絶対に行ってはならない。その旨明記すべきである。	C
19		18頁において、「いざというときの人的連携を強化しておくことが考えられる。」とあるが、いざというときは、いじめ自殺があったときなど重大事態が勃発した時のことである。そのようなときに連携するというのは、徹底的にいじめを隠蔽するためであるから、絶対に連携などさせてはならないのである。その旨を明記すべきである。	C
19		18頁において「課題③ー再発防止策1でも提案した全員担任制・複数担任制は、情報共有の促進の観点でも極めて有用である。特に、同制度の導入により、教員においても他のクラスの生徒を見る意識が生まれ、より情報共有が促進されると考えられる。」とあるが、いじめ隠蔽のための情報共有に利用するのだから、如何なる制度であってもその目的自体が許されない。他のクラスの生徒のいじめまで隠蔽するためであることも明らかである。絶対に許されない。その旨を明記すべきである。	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		ために学校を休むことができない と思い込ませ、いじめで苦しんだ ときも、学校を休むという選択を とれなくさせた可能性がある（調 査報告書62～63頁）。」とあるが、 ●●●●●被害生徒に思い込ませ たことに違いはないが、●●●●● ●●●●●●●●●●を明確にするため に、「このように担任教諭が本件生 徒を●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●、本件生徒に、進学のために 学校を休むことができないと思 い込ませ、いじめで苦しんだとき も、学校を休むという選択をと れなくさせた（調査報告書62～63 頁）。」に修正すべきである。		
19		20頁において、「教頭及び校長は、 当該指導が行われた事実につい ては認識していなかった。」とある が、●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●● に過ぎないのであり、●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●のであるから、「●●●●●●●● ●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●」に修正すべきで ある。		D
19		20頁において、「担任教諭として は、授業に遅刻してきた本件生徒 を含む3名の生徒を叱責しよう としたにもかかわらず、そのうちの1名 のみが教室の前に来た場合、対処 に困ったことは想像に難くない。」 とあるが、誰が他に遅刻したかは 明らかであるし、教員である以前 に、年少者とりわけ子どもに対 して垂範すべき立場の者であれば、 誰でも、そのような場合の●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●●●。他の2人が教室 の前に来ないのであれば、教師の		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19	経緯22	21頁において、「そして、そのためには、教員が生徒との間で教員が信頼関係を構築されていなければならなかった。」とあるが、国語として破綻しており、文意が不明であるから日本語として機能するように修正すべきである。	ご意見を踏まえ、「教員が生徒との間で教員が信頼関係が構築されていなければならなかった」を「教員が生徒との間で信頼関係を構築していなければならなかった。」と修正いたしました。	A
19		21頁において、「校長・教頭を含む他の教員は、そのような状況であることに鑑み、普段から、生徒の悩みを聴き取れるシステムを充実させ、生徒との間で信頼関係を構築していくことが必要だった。」とあるが、そのシステムとされるものがいじめ隠蔽に利用されることのないようにするために、そのシステムとされるものをいじめ隠蔽に利用した者を処罰することを明記すべきである。		C
19	経緯22	21頁において、「教職員の中ではベテランとみなされる立場上、他の教員に相談しにくい状況にあり、結果として有効な指導方法がわからないまま一人で抱えていたとも考えられる。」とあるが、何重にも間違っている。ベテラン云々については上述のとおりであるが、担任教員は、有効な指導方法がわからないまま一人で抱えていたのではなく、●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●のであり、学校・教育委員会が一体となっていじめを推進し、いじめを隠蔽したのであるから、いわゆるトカゲのしっぽ切りをすることは絶対にあってはならない。学校・教育委員会の隠蔽体質を根底から覆すことが不可欠である。その旨を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「教職員の中ではベテランとみなされる立場上、」を「その立場上、」と修正いたしました。	A
19		21頁において、「また、担任教諭に指導方法についての知識が不足していたことが考えられる。すなわ		D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		ちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしてはならないことも明記すべきである。	
19		<p>22頁において、「その際、単に、抽象的に上記のような内容を周知するのみでは、教員が実際に教室においてすぐに当該教訓を生かすことは困難である。そのため、研修においては、本件の具体的な事実経過及び不公平な指導が本件生徒やクラスに与えた影響について、調査報告書を活用して周知するとともに、具体的にどのような指導があり得るのか（例えばその場では叱責せず、後で別の場所に来るように指示した上で、別の教員が対応する等）、教員間で協議し、情報を共有することが重要である。」とあるが、その協議の場が上述のような場に堕したのであれば、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽めために教員にとり極めて有効な場にならざるを得ない。数々のいじめ自殺事件の経験からしても、そのような場に堕し、如何にして●●●●●●●●、いじめをエスカレートさせるか、いじめを隠蔽するかは技能が発展する場に堕することは日に見えている。ましてや、「調査報告書を活用して周知する」とあるが、これこそ、どうすれば隠蔽できたかを知る絶好の機会になってしまうであろう。それらを防止するためにも、全ての機会における、深刻ないじめの被害経験者の講師としての参加は必須である。その旨を明記すべきである。また、子どもの権利条約委員会による国連勧告のうちいじめに係る部分も研修に用いるべきであ</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>会システムを構築すべきである。」とあるが、いじめやいじめ隠蔽を撲滅するうえで、現実的かどうかで判断してはならない。なぜなら、そもそも、学校・教育委員会がいじめやいじめ隠蔽をしなくなることで自体が非現実的だからである。学校・教育委員会がいじめやいじめ隠蔽をしなくなったら、それはもはや学校・教育委員会とは言わないのである。現実には、深刻ないじめや徹底したいじめ隠蔽が惹起されているのであるから、その再発防止をするに当たって、今の状況に照らして現実的ではないという理由で再発防止策として排除してはならない。適切な対処はどれも現実的ではないとされてきたからこそ、このような悲劇が惹き起こされたのである。それでも、現実的ではないとするのであれば、今の状況に照らして現実的ではないとされるものを現実的にするための状況を整えるために変革すべきであり、その変革のための提言が本提言案である。その旨を明記すべきである。教員が他の教員の指導について常に確認するような体制を整備するのではなく、深刻ないじめの被害経験者及び市民による全面的な監視を行えるように制度を整備する、ことを明記すべきである。また、ここでも、システムという言葉が出てきたが、そのシステムの場が上述のような場に墮したのであれば、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽のために教員にとり極めて有効な場にならざるを得ない。数々のいじめ自殺事件の経験からしても、そのような場に墮し、如何にして●●●●●●、いじめをエス</p>		
--	--	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>たり、学習に集中できる環境に弊害が生じたりといったことで多かれ少なかれ心理的負担が生じうることは想像に難くない。」とあるが、これもまた、極めて残忍な表現であり、本提言案が、●●教員の擁護を裏の目的としていることの証左である。担任教諭が行った席替えについては、●●●●●●●●●●●●●●●●●●。</p> <p>さらには、「問題行動を起こす生徒の近くの席となった生徒には、生徒間トラブルに巻き込まれたり、学習に集中できる環境に弊害が生じたりといったことで多かれ少なかれ心理的負担が生じうることは想像に難くない。」としているのに、「担任教諭が行った席替えについては、クラス運営上直ちに問題であるとは言えないかもしれない」というのは、明らかに矛盾している。「問題行動を起こす生徒の近くの席となった生徒には、生徒間トラブルに巻き込まれたり、学習に集中できる環境に弊害が生じたりといったことで多かれ少なかれ心理的負担が生じうることは想像に難くない」のであれば、「担任教諭が行った席替えについては、●●●●●●●●●●●●●●●●●●」ことになる。このように、●●教員を徹底的に擁護しいじめを隠蔽し、いじめの隠蔽をさらに隠蔽する本提言案は、全部撤回すべきである。</p>	
19		<p>23頁において、「担任教諭としては、問題行動を起こす生徒の周囲の席に配置した生徒について経過や様子の変化を注意深く見守り、異変があったときには直ちに話を聞くなど、きめ細やかな配慮をするべきであった」とあるが、●●</p>	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>本件生徒の個別アルバムに、A及びHから、本件生徒に対する誹謗中傷の書き込みがなされているところ、個別アルバムは書き込みがなされた後、教員によって一旦回収されることになっていた。したがって、担任教諭が書き込みの内容を確認していれば、本件生徒に対する書き込みについても認識することができたはずであるが、担任教諭は書き込みの内容に気づくことができなかつた。」とあるが、担任教師が本件生徒の個別アルバムに●●●●から被害生徒に対する誹謗中傷の書き込みがあることを●●●●●●●●●●なのであるが、これを気付くことができなかつたとするのは、●●教員を庇い立てする行為に他ならない。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>24頁において、「本件生徒が自死した後も、担任教諭は個別アルバムの存在を教頭・校長等の管理職にも報告せず、保有していた。そして、平成28年3月に行われた卒業式において、各生徒及び保護者が回収することができるように、卒業式の会場の後方で全生徒の個別アルバムを陳列したことから、本件生徒の両親が個別アルバムの存在を知るに至った。」とあるが、これこそ、上述で懸念すべきとしたものである。教員間の情報共有により、いじめの隠蔽の技能が伝達され巧妙ないじめ手段が助言されるなどしていたら、本件生徒に対する誹謗中傷の書き込みが●●●●●●●●●●個別アルバムを被害生徒の両親が知ることはなかつたのであり、学校・教育委員会による隠蔽は完成されていた。このような隠蔽ミスを防ぐために、本提</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		被害生徒の個別アルバムを回収した時点で、本件生徒の個別アルバムに被害生徒の人格を誹謗中傷する書込みがあることを教頭・校長等の管理職に報告すべきであったのである。そして、「教頭・校長等の管理職にも報告すべきであった。」の「も」とあるが、これでは、●●教員が本件生徒の自死した時点で、本件生徒の個別アルバムに被害生徒の人格を誹謗中傷する書込みがあることを教頭・校長等の管理職ではない者には報告していたことになる。被害生徒の両親にさえ報告していなかったのであるから、この記載は、非常に不可解な記載であり、組織的な隠蔽を示唆するものである。その旨を明記すべきである。	
19		25頁において、「「くさや」発言、耳打ち及びロパク仲間外しについては、クラスの水面下で行われたいじめであり、教員が覚知するのは困難であったと考えられる一方で、本件生徒の周囲にいた生徒は認識しえたと考えられる。」とあるが、ここにきて、本提言案は、●●●●教師を擁護するために、本件生徒の周囲にいた生徒にあたる傍観者という●●●●を切り捨てているが、●●●●教師も、本件生徒の周囲にいた生徒にあたる傍観者という●●●●も、ともに、●●●●であり、また、同頁の1行目から5行目までに「本件席替えの後、A及びFがHと一緒にあって、本件生徒を揶揄するような行動を毎日のようにとるようになった。例えば、本件生徒に対してわざと視線を送りながら本件生徒がEと仲良くし合っていることを耳打ちしたり、声に出さずに視線やロパクで本件生徒の	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>っても、生徒間でメッセージをやりとりする本件の個別アルバムのような場面においては、潜在的な人間関係のトラブルによりに誹謗中傷が書き込まれる抽象的な可能性を認識・留意し、クラスの全生徒の個別アルバムを回収して定期的に記述内容を確認するよう努めるべきである。いじめが疑われる書き込みを発見したときは迅速な指導が可能となるだけでなく教員が内容を確認していることを生徒も認識することで、悪口等が書き込まれることを抑止する効果も期待できる。」とあるが、「潜在的な人間関係のトラブルによりに」とは誤字であり（文意が破綻しているから訂正すべきである。上述のとおり、いじめを「人間関係のトラブル」と言い換えて些少化することは、いじめ防止対策推進法の趣旨にも違反するし、再発防止という本提言の目的にも反する。クラスの全生徒の個別アルバムを回収して定期的に記述内容を確認することは、努めるべきなのではなく、いじめといじめ隠蔽を撲滅するために必要不可欠である。また、教員は、この確認を日々のルーティーンとして形骸化することがあってはならないし、ましてやいじめが行われていることを確認していじめやいじめ助長やいじめ隠蔽に利用することもあってはならない。個別アルバムやその他のもの●●●●●●●●記述がないとしても、いじめがなかったということにしてはならない。その旨を明記すべきである。</p>	<p>じめや人間関係のトラブルにより」と修正いたしました。</p>	
19	26頁において（「研修を通じて、各教員に対し、本件事例を題材に、本件事案における本件生徒とAの関		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		係性の中で、このような態様でのいじめも存在する可能性についても周知徹底すべきである。」とあるが、研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にするを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしてはならないことも明記すべきである。	
19		26頁において、「なお、個別アルバムは、各個別の生徒にメッセージが記載されているものであり、生徒の人間関係等を把握する上でも役立つものである。そのため、ただ単にいじめを発見するという趣旨のみならず、普段は見えにくい生徒同士の人間関係を把握する上でも、個別アルバムの確認は重要である点にも留意しなければならない。」とあるが、個別アルバムをいじめやいじめ隠蔽を撲滅するために使用することが生徒にも伝わることで、●●●●●●●●がいじめを隠蔽するために個別アルバム上ではいじめを行わなかったりましてやいじめの被害者と仲良く見えるようにしたりすることにも留意すべきであり、たとえ本当に個別アルバム上ではいじめを行わなかったりましてやいじめの被害者と仲良く見えるようであったりしたとしても、いじめがなかったということにしてはならない。その旨を明記すべきである。	C
19		26頁において、「いじめに関わった生徒、目撃した生徒のいずれについても、人権感覚を養うことで、自身や他者の言動によっていじめによる人権侵害が発生したり深刻	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>化することを防ぎ、或いはそれに対して適切な対応をとることができるよう、学校で「いじめと人権」をテーマに取り上げた教育を継続的に実施することが重要である。生徒は、いじめを人権の視点から繰り返し学習することで、自身や他者の日常生活における言動について、いじめにあたらぬか、人権感覚からみて問題がないかなどを自然と留意できるようになり、いじめの予防や早期発見と対応にもつながりやすくなる。また、このような教育が日常的に繰り返し行われることで、教員も、生徒向けの授業の実践や聴講を通じて、いじめや人権に対して高い意識・感覚を習得し、或いは維持することもあわせて期待できる。」とあるが、いじめやいじめ隠蔽をしてはならないという教育は、生徒に対してだけではなく、学校・教育委員会の教職員、教育長、教育委員などに対しても当然に行うべきである。いずれを対象に教育する場合であっても、講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしてはならないことも明記すべきである。また、人権教育としてだけではなく、法教育や道徳教育としても実施すべきである。この教育がいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されることがないように、この教育をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰すべきである。その旨を</p>	
--	---	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		明記すべきである。	
19		26頁から27頁において、「あわせて、いじめ予防授業では、いじめに該当する他者の行為を目の当たりにした際の具体的な対応方法等について知識を共有することも必要である。実際にそのような場面で行動を起こすには、行動を起こすタイミングと方法を知っている必要があるため、①具体的に、どのような場面で行動を起こすべきなのか、②具体的な行動の方法について授業で取り扱うべきである。」とあるが、「いじめに該当する他者の行為を目の当たりにした際の具体的な対応方法等について知識を共有すること」がいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されることがないように、その共有をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰すべきである。その旨を明記すべきである。	C
19		27頁において、「本件においては、本件生徒は「くさや」と呼ばれても、苦笑いなどをしてその場をやり過ごそうとしていた」たのであり、本人の苦痛は十分に回りの生徒も感知することができたはずである（調査報告書18頁）。このような他人の苦痛を敏感に感じ取り、具体的に行動を起こしていくことを教えることこそが、まさに「人権」感覚の涵養であり、いじめ予防授業はこのような観点から組み立てられるべきである。」とあるが、上述したとおり、いじめを受けて泣き出したわけではなく苦笑いをしていたことを以て、いじめを過小評価してはならない旨を明記すべきである。	C
19		27頁において、「いじめ予防授業に	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>専門家を外部講師として活用し、多様な視点からいじめと人権の問題にアプローチすることが、有用と考えられる。」とあるが、現在でも、首長、地方公共団体ないし教育委員会の顧問弁護士であるとかスタールカウンセラーやスーパーヴァイザーは●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●であるのに、法律や心理などの専門家を外部講師として活用してしまったら法律家や心理職による法や心理を用いたいじめ及びいじめ隠蔽が加速してしまう。それを防ぐには、講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすべきである。いじめを隠蔽した法律家や心理職等を講師にしてはならない。その旨を明記すべきである。</p>		
19	<p>28頁において、「教員は、必ずいじめについて伝えてくれた生徒を学校として守ることをあらゆる機会に生徒に伝えるとともに、それを実行していくことで、生徒の信頼を得ていくほかない。そのためにも、「先生は生徒の相談に親切に応じている」「いじめなどを心配しないで安心して生活している」等の項目のアンケートで継続的に調査を行っていき、学級の雰囲気について常に注意していく必要がある。」とあるが、これにより、アンケートで教員について消極的、否定的な回答をした生徒が●●教員によって監視下に置かれ、内申書や部活動や生徒指導等のあらゆる場において不利益を被ることのないように、アンケートで教員について消極的、否定的な回答をした</p>		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		生徒に不利益を与えるなどしていじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰すべきである。その旨を明記すべきである。	
19		28頁において、「現在取手市で導入しているアプリ「STOPit」でも一定程度当該対応策としての機能を果たすことができると考えられる。ただ、生徒にとって、具体的にどのように相談に対応されるのかを明確に認識できないと、当該アプリによる通報のハードルも高くなることは否定できない。また、教育委員会が当該通知を踏まえて適切に対応できない限り、被害が拡大するとともに、むしろ学校や教育委員会に対する不信感が強まってしまうことから、研修の実施、ガイドラインの充実等により対応者・教育委員会が適切な対応をとれるような体制を整える必要がある。」とあるが、導入しているアプリであれ今後も導入するアプリであれ、アプリの構築や改善や運用には、いじめやいじめ隠蔽を撲滅するというアプリの目的に鑑みても、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者の意見を全面的に反映すべきである。その旨を明記すべきである。また、色々な自治体が様々なアプリを導入しているが、いじめやいじめ隠蔽は変わらずに惹起されていることも明記すべきである。根本的な解決は、学校・教育委員会が今も続いているいじめやいじめ隠蔽をただちにやめて謝罪と反省と賠償を繰り返すことである。	C
19		28頁において、「前述の通り、担任	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		31頁において、「学年主任も、e教諭、d講師、A・F・本件生徒から情報を得ており、事実関係を確認する機会も十分にあった。そして、d講師の見解と、e教諭が述べていることに齟齬があり、確認が必要と認識することができていたにもかかわらず、この点について担任教諭と共有をせず、また、事実確認をしなかった(②、⑥、⑧)」とあるが、上述のとおりである。		C
19		31頁において、「教育現場において全てを厳密に事実認定をすることは困難であると考えられるが、少なくとも弁償等の法的に責任すら生じる可能性のある重大な事態にまで至った場合には、事実認定についての慎重さが求められる。」とあるが、この記載のまま提言とされてしまったら、その記載を以て「教育現場において全てを厳密に事実認定をすることは困難であると考えられる」から、「少なくとも弁償等の法的に責任すら生じる可能性のある重大な事態にまで至った場合」以外の場合については「事実認定についての慎重さが求められ」ないということにされないように、この記載をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰すべきである。その旨を明記すべきである。また、冤罪を防止するためにも、単に「求められる。」のではなく、「厳密に事実認定しなければならない。」に修正すべきである。		C
19		31頁において、「担任教諭は、本件生徒、A、F全員が悪いとするのではなく、適切にA、Fのみを指導の対象とすべきだった。」とあるが、学校・教育委員会によるいじめといじめ隠蔽を撲滅するために、そ		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		●●、●●●●●●、●●●●●●●● ●●●●●●、●●●●●●●●●● ●●●●●●●●の。その旨を明記すべきである。		
19	経緯33	31頁において、「本件においては、学年主任、担任教諭、教頭が指導方針を協議をしたとしても、各教員が前提事実を誤って認識している以上、同様の結果が防げた可能性は低い。しかし、もし、ガラス破損への対応について、外部の専門家の意見等を聞くことができれば、一度学校内部で指導方法についても検討できた可能性は高い。」とあるが、「外部の専門家の意見等」の「等」が何を指示するのか不明であるから、意見以外も例示すべきである。また、外部の専門家については、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等の意見を外部の専門家の意見として聞くことをしてはならないことも明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「等」を削除しました。	A
19		31頁から32頁における、「課題⑨ー再発防止策1事実調査・連帯責任についての研修の実施」であるが、研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしてはならないことも明記すべきである。また、全ての教員は教員であるがゆえに隠蔽体質を有するから、その体質の		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>ま、教員同士で議論を深めることは逆効果であり、害悪にしかならず、あってはならないことである。本提言案は、前提を欠いている。議論を深めるという表現が散見されるが、議論を深めるのは、隠蔽体質がなくなった後においてしか効果がない。教師に対しては、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者がゼロトレランスで徹底的に指導するしかないのである。連帯責任にメリットがあることを広く認めているが、連帯責任を教職員も負うのであれば、法の下での平等にも反しないが、生徒だけがこれを負うというのは、法の下での平等に反し違憲であるから、連帯責任に基づく指導一切を斥けるべきである。連帯責任というものによって、不公平が生じ、いじめが行われているからである。その旨を明記すべきである。また、なぜ、「学校現場においては、過去の行為について責任追及を行うことより、今後同様のことが生じないように対応することに重きを置きがちである。」のか、なぜ、「それが、連帯責任を許容する背景にもなっていると考えられる。」のか、が全く明らかではない。そのように考えるのであれば、その根拠を明示すべきである。いじめを隠蔽することは、●●●●に「寄り添った対応」であるものの、被害生徒に寄り添った対応ではないから、いじめの隠蔽を「子どもに寄り添った対応」と称して行ってはならない。「子どもに寄り添った対応」がいじめやいじめの助長やい</p>		
--	--	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>じめの隠蔽に利用されることがないように、「子どもに寄り添った対応」をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰すべきである。その旨を明記すべきである。「教育現場において陥りがちな」というのも、不注意による過失を前提とする表現であるが、学校・教育委員会は、故意にいじめ、いじめを助長し、いじめを隠蔽するのであるから、「教育現場においていじめ、いじめ助長、いじめ隠蔽のために積極的に採用されている」に修正すべきである。32頁において、「本件では、教員が、十分にガラス破損事件の重大性について認識していないように思われる。特に、弁償等の法的責任が生じるような行為については、その影響の重大性に鑑み、指導方針を学年での協議を必ず行うようにするルールを策定し、周知徹底すべきである。」とあるが、数々のいじめ自殺事件の経験からしても、その協議の場が、如何にして●●●●●●、いじめをエスカレートさせるか、いじめを隠蔽するかの技能が発展する場に堕することは目に見えている。この協議の場が上述のような場に堕したのであれば、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽のために教員にとり極めて有効な場にならざるを得ない。それらを防止するためにも、全ての協議における、深刻ないじめの被害経験者の参加は必須である。そして、その協議は全て録音と反訳をして永年保存とするとともに、その録音と反訳を被害者や被害者家族・遺族の個人情報開示請求に対して全部開示することとし、ルールについては全部を公表</p>	
--	---	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		してすることをしなければならない。それを怠った教職員を処罰すべきである。その旨を明記すべきである。	
19		32頁において、「ただし、本件のように、学校内部だけで対応方針を検討すると不十分となる可能性もあるので、事実の判断が困難な場合は、外部の専門家に必ず相談できるような体制（スクールロイヤーの設置等）を整えるべきである。」とあるが、学校内部だけで対応方針を検討すると不十分となる可能性もあるのではなく、100パーセント不十分になるし、その不十分するというのも、故意にいじめをし、いじめを助長し、いじめを隠蔽するために行われるのであるから、「不十分となる可能性もあるのでは」ではなく、「いじめをされ、いじめを助長され、いじめを隠蔽されることは必至であるから」に修正すべきである。「事実の判断が困難な場合」や相談の必要性の判断の主体が学校・教育委員会や教職員とすることにされると、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、「事実の判断が困難な場合」や相談が必要であっても「事実の判断が困難な場合」や相談の必要性がある場合に該当しないことにされるのは目に見えているから、如何なる場合であっても、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者という外部の専門家が事実認定をする体制を整えるべきである。その体制は、スクールロイヤーの設置ではないことは上述のとおりであ	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>いる。しかし、本件において、本件SCは普段から本件中学校に関わっており、学校内部の職員に準じた立場となっている以上、事案への対処を冷静に検討するのは困難である。そのため、市教委は、県教委に対して、より客観的な立場である追加のスクールカウンセラーの派遣を検討すべきであった。そのうえで、学校は、事実調査及び生徒の心のケア、保護者への対応の方針についても検討すべきであった。」とあるが、学校が、隠蔽することなく、本当に、いじめに向き合うのであれば、直ちに相談すべきは、深刻ないじめ及びいじめ隠蔽の被害経験者とその御家族・御遺族のかたである。また、「市教委は、県教委に対して、より客観的な立場である追加のスクールカウンセラーの派遣を検討すべきであった。」というのは、何重にも間違っているが、同一の県教委のスクールカウンセラーは「より客観的な立場」ではない。同一の教育委員会のスクールカウンセラーは、第三者ではなく利害関係者である。ここでも、本提言案は、いじめ防止対策推進法に違反しているし、学校・教育委員会を擁護しているのである。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>34頁において、「特に、自死直後に重要なことは、生徒の命が喪われたことを、教職員と生徒一人ひとりが受けとめていかねばならないことであり、教職員は生徒を支える役割を担う中本件SCは、教職員も衝撃を受けていること、大きなショックを受けている生徒を支えるために、教職員の援助をする役割であることを言明し、学年や出</p>	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>「市教委が十分市教委だけで対応できると考えていた」というのは、肝心の点の記載を巧妙に回避して隠蔽していると言わざるを得ない。「第三者的で」というと、第三者ではなくとも、利害関係者（たとえば、課題⑩「理想に言う「より客観的な立場」など）であれば可能となるとの誤解ないし曲解をすることが起こりかねない。県教委もまた、徹底的に学校・市教委と一体となっていじめを隠蔽するのであるから、県教委からは、第三者を派遣することは不可能である。県教委職員や県教委の追加のスクールカウンセラーを派遣することは、隠蔽目的であると言わざるを得ない。派遣すべきは、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者である。そして、その派遣は、原則ではなく、全く例外を認めず、全面的なものでなければならない。ゆえに、「市教委が十分に市教委だけでいじめを隠蔽することができる」と考えていたとしても、いじめを隠蔽してはならないし、自死事案が起きれば、第三者としてその家族をはじめ学校全体に及ぶ影響への支援について助言するため、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者の派遣を受けることを一切の例外なく行わなければならない。」に修正すべきである。</p>		
19		34頁から35頁において、「また、「自死」が起こった時は、「デマ防		D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>会談が行われた。出席者は、両親、市教委（教育参事、指導課長）、学校（校長、教頭、教務主任、学年主任、担任教諭）、PTA関係者であった。」とあるが、説明責任の観点から、「市教委（教育参事、指導課長）、学校（校長、教頭、教務主任、学年主任、担任教諭）」の氏名は公務員の訟務遂行中のものであるから明記すべきであるし、PTA関係者というのも曖昧であるから、少なくとも、PTAの具体的にどのような関係者なのか、可能であれば氏名まで明記すべきである。</p>		
19		<p>35頁において、「本件事案について、校長は、日記や両親がいじめの調査を希望していることに鑑み、いじめ防止対策推進法上の「重大事態」に該当することの認識はある状況であったが、その点について、市教委の職員に対して伝えられることはなかった。」とあるが、「校長は……（中略）……市教委の職員に対して伝えられることはなかった。」との表現は、国語として不自然であるから、「伝えられる」を「伝える」に修正すべきである。</p>		C
19	経緯38	<p>35頁において、「市教委が本来とるべきだった対応については、調査報告書78頁に的確に示されているので、これを引用する。」とあるが、本提言案のこの箇所自体に引用対象の文章が記載されていないので、引用対象である調査報告書78頁を全て明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「以下の通り、調査報告書に的確に示されている」と修正した上、引用箇所の直後に「調査報告書78頁」と追記しました。</p>	A
19		<p>35頁から36頁において、「課題⑫－理想1 11月18日の段階11月18日の段階で「父親からは「公平な第三者」に調査を依頼したいとの意向が示されていたこと、本件生徒が</p>		D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>自殺行為を行った当日には、ガラス破損事件に関する教員の指導があり、当該事件が本件生徒の自殺に影響を与えていた可能性があり、学校内には利害関係を有する教員が複数存在していたこと、調査対象となる生徒は高校受験を目前に控えた難しい時期にあり、教員を中心とする学校内調査組織が（たとえ第三者が組織に加入したとしても）被害者側の視点と関係生徒側の視点を同時に持ちつつ対応することは極めて困難であると考えられること等を踏まえると、学校内組織では公平性を確保した調査を期待できない状態にあったといえるから、市教委は、速やかに、市教委のもとに第三者委員会を設置し、同委員会にその後の調査を委ねるべきであった」。課題⑫－理想2 12月18日の段階12月1日には本件生徒の母親が市教委宛に「娘はいじめられて悩み、自殺したと思う」とも電話で述べており、さらに、12月7日の午前、母親から指導課長に対し、本件生徒の制服のポケット内に「くさや」と書かれた付箋が発見されたとの連絡もしている。そして、「12月18日に行われた第1回日の4者会談においては、父親が、「いじめ防止法における重大事態ではないのか。日記がある。苦しんでいた記述がある。死んでいる。」と訴えたのに対し、指導課長が、市教委の回答として、「調査から判断させていただくといじめによる自殺であったとは判断できない、ということです。」などと述べるなど、両親と市教委の認識の対立が先鋭化しているのであるから、遅くとも、この時点で調査組織を立ち上げる必要</p>		
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>せてもよいということになどならない。調査対象となる生徒が高校受験を目前に控えていれば教職員が第三者ではなくなることになどならない。調査対象となる生徒が高校受験を目前に控えていればいじめ防止対策推進法や同法に基づく条例その他関連法規が適用されなくなるということになどならない。この点も、謝罪すべきである。また、本提言案は、取手市が調査組織を立ち上げる必要があった時期を、できるだけ、遅い方に遅い方に誘導していこうとしているが、そのようなことは、いじめといじめ隠蔽を撲滅するために、絶対にあってはならないものである。また、「校長は、指導課長に対して、法律に基づいて判断すれば重大事態であるとのことを伝えるべきだった。」というように、校長についてだけ、指導課長に対して、法律に基づいて判断すれば重大事態であるとのことを伝えるべきだったと記載しているが、校長以外の●●教職員全員について言えることであるし、そもそも、指導課長を含む市教委のこれにかかわる部署の職員全員が法律に基づいて判断すれば重大事態であるとの判断に至っていなければならなかったし、学校・教育委員会が重大事態ではないとの判断をしたのであれば、学校・教育委員会の全職員が法律に基づいて判断すれば重大事態であるとの判断を伝えて重大事態だという判断に訂正しなければならなかった。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>36頁において、「法令に基づいて重大事態として対応できなかったのは、市教委内部の問題である。」と</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>であるが、これは、一見、市教委を批判しているかのようにであるが、その実、以下の理由により、本提言案は、市教委を擁護しているのである。これは、法的知識の浅い者の目を掻い潜って少しでも●●●に有利になるように再発防止策を形骸化ないし利用しようとしていると言わざるを得ない。重大事態に該当するとの判断をしないことの違法性を行政訴訟や国家賠償請求訴訟で追及された時に、行政内部の手続きであるとして、請求を却下ないし棄却させるための伏線であると言わざるを得ない。いじめ防止対策推進法の規定や趣旨からして行政の内部行為にすぎないということはできない。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>36頁において、「特に、市教委の職員が、文部科学省の基本方針において、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重大な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。」とされている点について認識がなかった点が問題と考えられる。」とあるが、学校・教育委員会が徹底的に、いじめをし、いじめを助長し、いじめを隠蔽した以上、その徹底的な、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽をするに際して、市教委の職員は、文部科</p>	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		る。		
19	経緯39	37頁において、「少なくとも12月18日の段階で相当対立が先鋭化している状況である状況においてすら、市教委はガイドラインに則った対応を検討していない。そのような対応に鑑みれば、市教委の中で、法令等に基づいた行政の運営についての認識が薄かった可能性が高い。」とあるが、「状況である状況」とは国語として不自然であるから単に「状況」に修正すべきである。また、ここでも、本提言案は、市教委がガイドラインに則った対応を検討していないことを以て、市教委の中で、法令等に基づいた行政の運営についての認識が薄かった可能性が高いとして、故意ではなく不注意による過失として処理することで市教委を擁護しようとしているが、学校・教育委員会は、徹底的に、いじめをし、いじめを助長し、いじめを隠蔽するに当たって、法令等に基づいた行政の運営を怠ることが必要だったから、市教委がガイドラインに則った対応を検討していないのである。検討するまでもないのである。市教委がガイドラインに則った対応をしたら、いじめが隠蔽できなくなるからである。いじめを隠蔽するためであれば、法を捻じ曲げたり、法の支配を受けなくなったりしてもいいというのが、学校・教育委員会であるもその旨を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「状況である状況」を「状況」に修正いたしました。	A
19	経緯39	37頁において、「そのような認識は一朝一夕には形成されることはないことに鑑みれば、行政において法令等を遵守することの意識が組織として希薄であった可能性がある。」とあるが、可能性があるとい	ご意見を踏まえ、「行政において法令等を遵守することの意識が組織として希薄であった可能性がある」を「行政において法令等を遵守することの意識が組織として希薄であったといえる」	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>うそうではない余地がある表現ではなく、断言すべきである。また、いじめ隠蔽という本件事案の本質に鑑み、単にそうした認識というのではなく、認識ないし隠蔽体質と記載すべきである。さらに、認識ないし隠蔽体質が形成されたのは、教職員が児童生徒に優越する者という意識が顕著であること、お上意識が強烈であることが一因となっているといえることができる。その旨を明記すべきである。37頁において、「本件においては、市教委は「文部科学省の基本方針に対する正確な理解が欠如していたとの回答が異口同音に返ってくるだけであった。」と述べているとのことである（調査報告書81頁）。確かに、このような法令等を正しく理解をしていれば、日記や「くさや」と書かれた付箋についても、それらをいじめ発見のための端緒としてとらえ、遺族に寄り添った対応をすることができた可能性がある点についても、十分に留意する必要がある。しかし、本件生徒が自死前にいじめにより苦しんでいることは日記の記載から見ても明らかであり、また、「くさや」と書かれた付箋が実際に本件生徒の制服のポケット内から出てきている。これらの資料を踏まえれば、法令を踏まえなくても、学校において「いじめ」が起きており、それに苦痛を感じていた可能性は極めて高いといえる状況である。そもそも、このような痛ましい事件が起こってしまったときに、本件生徒のために何が起きたのか考え、ささいな事実でもそれを端緒として背景事実を解明しようとする意識があれば、事実調査</p>	<p>に、「ささいな事実」を「ささいに感じられる事実」に修正いたしました。</p>	
--	---	---	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>等も含めて市教委の対応は異なるものになったものと考えられる。しかし、市教委は、いじめはなかったとの見解に固執してしまい、本件生徒・遺族に寄り添う意識が希薄になってしまったと言わざるを得ない。」とあるが、「日記や「くさや」と書かれた付箋について」は、決して「ささいな事実」ではない。いじめにおいて些細なことなど存在しない。本提言案の起案者は、これを全く理解していないか理解したうえであえてこのような記載をしたのであるから、いじめといじめ隠蔽を撲滅する再発防止策を講じる資格はない。一見、学校・教育委員会に批判的なことを記載しているようにして、その実、重要な事実を「ささいな事実」として提言しようとしているのであるから、この「ささいな事実」との記載を基に、今もなお行われているいじめや今後行われることになるいじめを隠蔽することを正当化しようとしていることは明らかである。その旨を明記すべきであるとともに、謝罪の上、「ささいな事実」を「学校・教育委員会が些細な事実と称して軽視や無視してきた重大な事実」に修正すべきである。「遺族に寄り添った対応をすることができた可能性がある」というのも、できた可能性があるとかないとかいう問題ではなく、如何なる場合であっても、一切の例外なく、遺族に寄り添った対応をしなければならないし、被害生徒にも寄り添った対応をしなければならないのであるから、「なき被害生徒と遺族に寄り添った対応をしなければならなかった」に修正すべきである。「本件生</p>		
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>るものと思ったというのは、あまりにも曖昧模糊で不合理であり、こんなことで、重大事態であることを指摘しないことが適法とされてしまったら。法の支配は否定されてしまう。その「何か考えがあるもの」の「何か」とは、いじめを隠蔽するという考えであるから、重大事態であることを指摘しない根拠足り得ず、むしろ、重大事態であることを指摘しなければならない根拠である。そして、ここで、本件中学校と市教委が十分にいじめ隠蔽のための協議をしていたからこそ、いじめが隠蔽されたのである。市教委は、その存在や意識や隠蔽体質からして、適切に重大事態と判断することができたと考えられない。その旨を明記すべきである。</p>		
19	経緯39	<p>37頁において、「そもそも、本件においては、常に、市教委の指導課長は県南教育事務所生徒指導班長と緊密に連携をとりながら対応をしていた。しかし、県南教育事務所生徒指導班長において、重大事態として扱うべきとの指導をしなかった。もし、県南教育事務所生徒指導班長においても、重大事態として扱うべきとの指導ができていれば、市教委においても重大事態として判断することができたと考えられる。」とあるが、ここでも、本提言案は、市教委の指導課長と県南教育事務所生徒指導班長とを擁護して、市教委と県教委とを庇い立てている。「そもそも、本件においては、常に、市教委の指導課長は県南教育事務所生徒指導班長と緊密に連携をとりながら対応をしていた。」にもかかわらず、このような悲劇に至った以上、市</p>	<p>ご意見を踏まえ、「常に、市教委の指導課長は県南教育事務所生徒指導班長と緊密に連携をとりながら対応していた」を「市教委の指導課長は県南教育事務所生徒指導班長と一定の連絡をとりながら対応していた」に修正いたしました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>提にしたとしても、「市教委が本件において重大事態として判断できなかったこと」の原因が、「市教委職員において、ガイドラインについて十分に認識することができていなかったこと」であうというのならばともかく、「県教委が重大事態として扱うべきとの指導ができなかったこと」の原因までもが、「市教委が本件において重大事態として判断できなかったこと」であるとは県教委の責任を市教委に転嫁して県教委を擁護しようとするものであると言わざるを得ない。その旨を明記すべきである。研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしてはならないことも明記すべきである。具体的な事例を参考にするというのも、これが、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽のために教員にとり極めて有効な場にならざるを得ない。数々のいじめ自殺事件の経験からしても、そのような場に墮し、如何にして●●●●●●、いじめをエスカレートさせるか、いじめを隠蔽するかは日に見えている。ましてや、具体的な事例を参考にするとはあるが、これこそ、どうすれば隠蔽できたかを知る絶好の機会になってしまうであろう。それらを防止するためにも、全ての機会における、深刻ないじめの被害経験者の講師としての参加は必須である。その旨を明記すべき</p>		
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		である。また、子どもの権利条約委員会による国連勧告のうちいじめに係る部分も研修に用いるべきである。	
19		38頁において、「本件において、平成27年11月18日及び12月18日の時点で、市教委が適切に「重大事態」として判断するためには、市教委から直接相談することができる弁護士（スクールロイヤー）の設置、又は、弁護士の職員の採用が有効である。ただし、教育分野においては、様々なガイドラインや事例等も日々発生していることから、教育分野に詳しい弁護士がスクールロイヤーを担当する必要がある。」とあるが、スクールロイヤーの設置についてはすでに述べたとおりであるが、弁護士の職員の採用についても、同様のことが言えるし、弁護士の能力を駆使していじめを隠蔽するのであるから、いじめ被害者側にとって脅威であると言わざるを得ない。スクールロイヤーや弁護士の職員は、いじめの加害者・隠蔽者側なのであるから、到底、被害者側に立つこと等想定できないし、仮に被害者側に立ったら弁護士法違反となる。実際、市教委からは現在でも、顧問弁護士に直接相談することができるのであるから、新たに、スクールロイヤーの設置で、市教委から何重にも法律相談する制度を整える必要はないばかりか、隠蔽体質が強固なものになると言わざるを得ない。弁護士の職員を採用することで、いじめやいじめ隠蔽が阻止できるものではないし、かえっていじめやいじめ隠蔽が加速する。全面的に撤回すべきである。教育分野に詳しい弁護	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		士をスクールロイヤーにするというのも、教育分野に詳しいというのも、いじめの隠蔽に長けているという意味であるから、断じて許されない。その旨を明記すべきである。	
19		38頁において、「市教委の各職員に法令順守の意識を浸透させるためには、ただ単に、法令順守の徹底を呼び掛けるだけでは不十分である。各職員のレベルにもこの意識を浸透させるためには、定期的に、法令順守がされているかどうかの確認を外部専門家により行う必要がある。」とあるが、市教委の職員は、取手市の他部局とも人事異動されるのであるから、市教委職員にだけ法令順守の意識を浸透させるだけでは甚だ不十分である。現状において、市長部局でも、法令に違反しているという指摘をしても、法令を全く遵守せず、指摘を鼻で嗤い取り合わない職員しかいない。一例を挙げれば、いじめに関して情報公開請求したところ、市長部局の●●●●●●の●●●●は、憲法やいじめ防止対策推進法などに取手市の●●●●●●がこれっこれこういうことをしなければならぬとかしてはいけないとか書いてあるんですか、第何条に書いてあるか言ってみて？、そんなこと言える？書いてないでしょ、などと述べたうえ鼻で嗤い続けたり、高笑いしたりした。茫然とした次第である。これが顕著な例であるが、このようなことは、認識不足ではなく、認識したうえであえてそのような対応をしているというべきである。実際に、外部の者、この例では、私というオンブズマンが外部から	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		種々指摘してもなお、正されない のであるから、外部専門家による 確認では到底、改善が見込めず、 外部専門家により監視すべきであ るし、外部専門家による監視は定 期的では不十分で、常時、行うべ きである。その旨を明記すべきで ある。	
19		38頁において、「そのため、前述の スクールロイヤーの設置とともに、 定期的に本委員会においてい じめ防止対策推進法等の法令に基 づく対応について確認する機会を 設けるべきである。そして、さら に、弁護士との意見交換の機会も 定期的に設けることで、職員の法 令順守の意識、人権意識を高める 必要がある、この場合において も、教育現場に即した実効的な対 応を行うため、教員や市教委の立 場からもその見解を積極的に提示 していくことが求められる。」とあ るが、その目的のために、前述の スクールロイヤーの設置は違法で あることは上述したとおりである し、取手市いじめ問題専門委員会 が第三者とは言えず、市教委の擁 護機関であることは上述のとおり であるから外部とは言えない。弁 護士との意見交換の機会も定期的 に設けることというのも、その弁 護士を選ぶのが学校・教育委員会 であれば、いじめを効果的、効率 的に隠蔽してくれている弁護士を 選ぶことになるのは必至である。 それを防止するためには、その弁 護士を選ぶのは、深刻ないじめの 被害の当事者であるとか、いじめ の被害の家族会や遺族会に全面的 に委ねることを明記すべきであ る。いじめを隠蔽した弁護士や隠 蔽を助言した弁護士を選んではな	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		らないことも明記すべきである。		
19	経緯40	38頁において、「ただし、前述のとおり、法律に基づき行政を運営することの希薄さが市教委の組織に浸透している可能性があることに鑑み、内部の力のみで変更をしていくことは困難である。」とあるが、法律だけではなく、条例や憲法や条約等に基づいても、行政は運営するものであることから、条例や憲法や条約を加えるべきである。	ご意見を踏まえ、行政が法律以外に、条例等も遵守すべきであることを明確にするため、「法律」を「法令」と修正いたしました。	A
19		39頁において、「外部人材は、取手市の教育文化に染まっておらず、適切にいじめ等の問題に対応した実績のある人材でなければならないことから、具体的には、文部科学省や、茨城県外の自治体でいじめ防止体制が充実した自治体からの出向や人事交流をすべきである。」とあるが、取手市がいじめを隠蔽するという取手市に特異の、「教育文化」を有するのではなく、役所がいじめを隠蔽するのは普遍であるし、文部科学省も例外ではないうえ、いじめ防止体制が充実した自治体など存在しない。存在しないところとの人事交流やそこからの出向など論理則上、あり得ない。適切にいじめ等の問題について判断できるのは、深刻ないじめ被害経験者や我が子に寄り添った家族・遺族やその人たちの訴訟代理人となって学校・教育委員会や●●●●やその保護者達と争った弁護士等の有識者たちである、ゆえに、外部人材は（深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきであ		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		る。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者を外部人材として登用してはならないことも明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者を外部人材として登用した者を罰するべきである。その旨を明記すべきである。		
19		39頁において、「市教委は、学校現場で起きたことである以上、学校からの意見についても聞いた上で最終的な判断をすべきであった。今後、市教委が、重大事態について判断する場合においても、学校と協議の上慎重に判断することを徹底すべきである。」とあるが、今回のいじめ自殺については、学校が重大事態と判断していたものの、殆どの重大事態は、学校によっても重大事態であると判断されないものであるから、その場合、市教委が、重大事態であるとの判断をしない学校と協議したとしても、いじめ防止対策推進法の趣旨、目的、理念に基づく適法な判断をすることができるようになるわけではない。その旨を明記すべきである。		C
19	経緯41	39頁において、「市教委及び県教委は、当事者同士で見解の対立がある場合には、事案ついでの内容を説明する際、何よりもまず、学校・市教委の認識のみならず、保護者・遺族の意向も共有するよう徹底すべきである。」とあるが、「当事者同士で見解の対立がある場合」に言う「当事者」の範囲が不明確であるから、「被害生徒、その家族、それらの代理人と、傍観者を含む●●●●、その家族、それらの代理人、学校・教育委員会の教職員（教育長や教育委員も含	ご意見を踏まえ、趣旨を明確にするため、「当事者同士」を「学校や教育委員会と、保護者・遺族との間」と修正いたしました。	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>すべきである。また、遺族が、教育委員会による調査を求めつつ、学校による調査をしないように求めていたのならば、学校による調査をすべきではない。しかし、遺族が教育委員会による調査を求める以前に、いじめ防止対策推進法に基づいて学校による調査を行わなければならないのであるから、学校が事実調査のための面談を実施していないことを正当化することはできないから、「学校として事実の調査を行わなかったこと自体はやむを得なかったと考えられる」との記載は、いじめの隠蔽に当たる。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>40頁から41頁において、「12月2日、本件生徒の父親が、教育参事及び指導課長に対して、「アンケートには娘へのいじめ項目を具体的に含めたい」と要望した。しかし、教育参事及び指導課長は、(それは)「難しい」、「アンケートはこの形が妥当」、(持ち帰り記述式なので)「書く生徒は書ける」等と答えている。しかし、教育参事及び指導課長は、父親がどのような質問を想定しているのか、さらに踏み込んで確認すべきであった。」とあるが、「教育参事及び指導課長は、父親がどのような質問を想定しているのか、さらに踏み込んで確認すべきであった。」というのでは、十分に被害者の遺族に寄り添った対応であるとは言えない。遺族が、我が子のいじめ被害を隠蔽することなく、「アンケートには娘へのいじめ項目を具体的に含めたい」と要望した以上、被害者遺族の要望したいじめ項目を全面的に反映して具体的にアンケート項目</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>として採用しなければならなかった。そこまで明記すべきである。そして、それをせずに、教育委員会で、遺族の思いを踏み躪り、いじめ防止対策推進法に違反して、アンケート項目を学校・教育委員会に●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●。その旨を明記すべきである。</p>		
19	<p>41頁において、「調査報告書においては、市教委の質問及びこれに対する生徒の回答は、「クラス内でぼつんとひとりぼっちでいたか否か」という外形的な側面のみに着目した質問及び回答である」可能性であることが指摘されている。また、市教委が外形的な側面のみに着目している点は、平成28年3月16日の市教委臨時会における「後の日記に書かれていることについての面接を通して1人ぼっちではなかった」という発言からも看取することができる。そうだとすると、市教委は、ただ単に本件生徒の外形的な側面のみに着目するのではなく、孤独を感じている心理状況を生じさせている背景に着目して聴き取りをすべきであった。」とあるが、まず、いじめがあった場合でも、「市教委における聴き取りのなかで、「ぼっち」であったか否かについて、これを肯定する回答をした生徒は一人もいなかった」としても、聴き取り対象の生徒は、傍観者を含むいじめの●●●●●●●●であるから、そのいじめがなかったという方向での回答を俄かには措信することができないし、予備的に、いじめが日常の風景として後退し、いじめをいじめとして感じ取ることができないという点があることも指摘しておく（中井久夫の「いじめの政治学」参照）。</p>		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		後者（予備的なもの）の場合であれば、むしろ、いじめがあったことの証左である。その旨を明記すべきである。	
19		41頁における、「課題⑬ー原因1スクールカウンセラーの面談について（初期対応）」であるが、「上述のとおり、スクールカウンセラー、担任教諭、学年職員、市教委i指導主事による●●●●●●●●●●●●●●、スクールカウンセラーの●●●●●●●●●●●●●●による●●●●●●●●●●●●●●についての言及がなく、ここでも、本提言案は、学校・教育委員会を庇い立てている。いじめを隠蔽するために面談の結果を本人の同意なく共有したことが、スクールカウンセラー、担任教諭、学年職員、市教委i指導主事による●●●●●●●●●●●●●●、スクールカウンセラーの●●●●●●●●●●●●●●であり、それによる●●●●●●●●●●●●●●があったことを明記すべきである。また、日記に基づいて生徒から聴き取りすることがスクールカウンセラーの専門の範囲を超えているという判断の根拠を明示すべきである。本提言案では結論だけ示されていてその根拠が何ら示されていない。	D
19		41頁から42頁において、「教育参事及び指導課長は、父親の要望に反して、本件生徒に対するいじめについての具体的な質問をアンケートに入れることを避けた。市教委の立場としては、生徒全体からいじめの有無についての情報を得るためにアンケートを行い、そして、本件生徒に特化した内容については、面談で確認をする意向だったとのことである。確かに、前述の役割分担自体は、不適切とは言えないと考えられる。しかし、	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>が強く望んだと判断する主体が、学校・教育委員会であってはならないのも上述のとおりである。前述の役割分担自体が不適切であるというにとどまらず、違法である。「本件生徒に対するいじめについての具体的な質問をアンケートに入れる」となると、具体的にいじめがあったとの評価をしなければならなくなる記載があれば、学校・教育委員会としてはそれを隠蔽しなければならなくなり、公用文書毀棄罪を構成することになるが、面談で、具体的にいじめがあったとの評価をしなければならなくなる回答が生徒の口から出そうになったら会話を別の話題に誘導するなどして、回答を誘導することもできるし、どんなにいじめがあったことを訴えようとも、聴取記録に書かなければ十分にいじめが隠蔽できるからである。このこと自体は公用文書毀棄罪を構成しないし、アンケートの隠蔽よりも、教職員という優越的な地位にあることを利用して容易に隠蔽をすることができるのである。さらに、アンケートで「本件生徒に対するいじめについての具体的な質問を」するのと、面談で「本件生徒に特化した内容について」「確認をする」のとでは、いじめの隠蔽が二重となり手間であったのである。●●に限らず、●●●●●●●●や●●●●●●●●など被害者本人やその保護者が訴えれば、その訴えどおりのアンケートを実施しなければならないし、被害者本人やその保護者が訴えれば、被害者本人やその保護者が直接、面談を実施することができるようにしなければならない。その旨を明記すべきであ</p>		
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者) が判断することになければならない。その旨を明記すべきである。	
19		42頁において、「前述のとおり、「ぼっち」だったか、という表面的な聞き方をしている。また、教員や市教委が、資料に基づいて事実を調査することについて専門性を有している訳ではない上、当時、市教委の立場で、事実調査の方法について相談できる手段がなかったことは、市教委が適切な調査をできなかった背景と考えられる。」とあるが、いじめ防止対策推進法に基づけば、教員や市教委が、資料に基づいて事実を調査することについて専門性を有していなければならないのであるから、教員や市教委が、資料に基づいて事実を調査することについて専門性を有していない時点でいじめ防止対策推進法に反し違法である。本提言案は、市教委を守り通したいのであるが、市教委が適切な調査をできなかったのではなく、市教委が適切な調査をしようとしたのに、いじめを隠蔽するためにあえて適切な調査を怠ったのであるから（本提言案は、市教委を擁護することをやめるべきである。その旨を明記すべきである。	D
19		42頁において、「本件においては、情報共有の要請と守秘義務のバランスについて十分理解できていなかったのは、学校現場のみならず、市教委も同様である。そのため、学校及び市教委の職員に対して、以下の内容の研修を実施すべきである。	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>・カウンセラーの守秘義務及び本件における事例を通じたカウンセラーと教員の適切な連携についての検討</p> <p>・いじめの調査方法、調査範囲</p> <p>※本件の事実関係をそのまま共有し、適切なヒアリング方法につきロールプレイ等を用いて具体的に実施して見る必要がある。特に、「ぼっち」と記載された本件の日記に基づいた聴き取り方法について共有すべきである。</p> <p>※さらに、聴き取り調査においては、追加で聞き取りも必要となる場合もあること、どのような場合に追加の聞き取りが必要かについて明確にする。」とあるが、研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすることを明記すべきである。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしてはならないことも明記すべきである。数々のいじめ自殺事件の経験からしても、そのような場に墮し、如何にして●●●●●●●●、いじめをエスカレートさせるか、いじめを隠蔽するかは技能が発展する場に墮することは目に見えている。そうなれば、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽のために教員にとり極めて有効な場にならざるを得ない。ましてや、「本件の事実関係をそのまま共有し、適切なヒアリング方法につきロールプレイ等を用い」とあるが、これこそ、どうすれば隠蔽できたかを知る絶好の機会になってしまうであろう。それらを防止するためにも、全ての機会における、深</p>	
--	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		刻ないじめの被害経験者の講師としての参加は必須である。その旨を明記すべきである。また、子どもの権利条約委員会による国連勧告のうちいじめに係る部分も研修に用いるべきである。「追加の聞き取りが必要」な場合とは、被害者側がそれを求めた場合は全て「追加の聞き取りが必要」な場合に含まれる。その旨を明記すべきである。	
19		42頁から43頁において、「本件においては、調査の方法、範囲等について、専門家への相談ができていれば、追加調査の要否も含めて適切に判断することができたと思われる。そのため、学校や市教委が適時に相談できる「スクールロイヤー」の設置を行うことで、アンケートの修正、面談の方法、資料に基づいた事実調査等を適切に行うことができると考えられる。」とあるが、上述のとおり、改革すべきは、被害者の意見・意向の反映についてであって、すでに行われている顧問弁護士等による法的な助言に加えてさらにスクールロイヤーを設置することではない。スクールロイヤーは、いじめの被害者側に立って損害賠償請求訴訟や住民訴訟等を行ってきた弁護士ではなく、行政や私学の顧問弁護士として、いじめを隠蔽してきた者たちである。学校や市教委が適時に相談できるとあるように、被害者側が相談する者ではない。そのような者を絶対に設置してはならない。ましてやこれをいじめやいじめ隠蔽を撲滅するための再発防止策として提言することなど決して許されない。謝罪すべきである。全面的に撤回すべきである。	C
19		43頁において、「市教委事務局から	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>解明しよう」とする姿勢が欠如していた」だけでなく、いじめを隠蔽することを目的にしていた。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>44頁において、「すなわち、市教委は、本件生徒の自死後のいじめの事実関係の調査においても、積極的に事実を解明するのではなく、表面的に、かつ、短時間で調査している。そして、途中で得られた重要な供述についても、追加での調査を行わなかった。」とあるが、これすなわち、いじめの隠蔽である。本提言案は、学校・教育委員会がいじめを隠蔽したことを全く指摘していない。このこともまた、本提言案がいじめの隠蔽をさらに隠蔽したというべきである。その旨を明記すべきである。</p>	C
19		<p>44頁において、「また、本件生徒の両親から学校及び市教委に渡された本件生徒の日記や「くさや」の付箋については、信用性の観点においても無視することができない資料である。通常一般人であれば、当然当該日記や付箋からすれば、その背景には深刻ないじめがあることを容易に推認できる。それにもかかわらず、その背景については、十分な調査も行わずに、「いじめはなかった」と判断してしまった。」とあるが、これすなわち、いじめの隠蔽である。本提言案は、学校・教育委員会がいじめを隠蔽したことを全く指摘していない。このこともまた、本提言案がいじめの隠蔽をさらに隠蔽したというべきである。教育委員会が追加の調査を行って事実関係をさらに調査すべきであるが、本件生徒の日記や「くさや」の付箋がある時点で、深刻ないじめがあった</p>	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		ではなく、このような市教委の組織文化が根本に存在すると言わざるを得ない。」のは、取手市教育委員会だけではなく、取手市の組織全体ひいては全国の官僚組織や民間部門の組織全般について当て嵌まる。その旨を明記すべきである。	
19		44頁から45頁において、「このような法令に反する決議がなされることを防止するためには、教育委員が、市教委事務局の誤りを是正しなければならない。ただし、「教育委員」は、「大局的立場に立って、教育行政の方針や大綱を決定し得る識見と能力を有することが必要であるが、必ずしも教育行政の実際の運用についての専門的知識と経験を有する人でなくても良い。」と解されている4。この制度は、「住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現」5することが目的であるから、教育委員がいじめ関連の法令について専門的知見を有すべきとの再発防止策は制度趣旨からして妥当でない。そこで、今後、決議の際は、市教委事務局は、議決の際は、必ず関係法令やガイドライン等を各資料と合わせて提示するようにすべきである。」とあるが、これぞ、本提言案におけるいじめ隠蔽の総決算と言わなければならない。子どもの権利条約やいじめ防止対策推進法に基づいても、教育委員がいじめ関連の法令について専門的知見を有するか、いじめ関連の法令について専門的知見を有しないとして	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

	<p>も、決していじめを隠蔽することなく、いじめの問題の深刻性を深く理解しどんなことがあってもいじめの被害者に寄り添ってきた者であるべきである。いじめの問題の深刻性を深く理解しどんなことがあってもいじめの被害者に寄り添ってきた者は、必ずしもいじめ関連の法令について専門的知見を有する者を意味しない。そもそも、本提言案の引用によっても、教育委員は、「大局的立場に立って、教育行政の方針や大綱を決定し得る識見と能力を有することが必要である」わけであるし、「必ずしも教育行政の実際の運用についての専門的知識と経験を有する人でなくても良い。」ということは、「住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する」のであれば、「教育行政の実際の運用についての専門的知識と経験を有する人」であってもいいのであるし、いじめの被害者当人やその保護者としていじめやいじめ隠蔽に対して立ち向かった人は、「大局的立場に立って、教育行政の方針や大綱を決定し得る識見と能力を有する」し、いじめやいじめの隠蔽などいじめに関する「教育行政の実際の運用についての専門的知識と経験を有する」というべきである。そのような人が取手市の住民であれば、当然のことながら取手市の住民でもあるのである。いじめ関連の法令について専門的知見を有す教育委員がいてもいいわけであるし、いじめを隠蔽することがない教育委員は、いじめ関連の法令について専門的知見を有するとは限らない。いじめ関連の法令について専門的知見を有したとこ</p>		
--	---	--	--

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>ろで、その知識を利用していじめを隠蔽する者は枚挙に暇がないし、いじめ関連の法令について専門的知見を有しておらずとも、いじめを隠蔽せずいじめの被害者に真摯に誠実に寄り添う者もいる。教育委員がいじめについての知識や経験を有しなくともよいとするのは、子どもの権利条約やいじめ防止対策推進法に直接違反する。全面的に撤回したうえで謝罪して第三者検証委員会による検証を行うべきである。教育委員は、全員、決していじめを隠蔽しない者で占めなければならないしその旨を明記すべきである。また、「今後、決議の際は、市教委事務局は、議決の際は、必ず関係法令やガイドライン等を各資料と合わせて提示するように」したとしても、教育委員が形骸化していれば無意味であるし、市教委事務局の誘導ないし強要に屈することなく、いじめ隠蔽を指弾できる人物で教育委員が占められなければならない。さらに言えば、ガイドラインは関連法規であるから、ガイドラインに法的拘束力がないとする記述は訂正すべきであるもその旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>45頁において、「前述のとおり、もし、教育委員が市教委事務局に対して法的根拠を尋ねれば、重大事態ガイドラインの提示を受けて、「重大事態に該当しない」との決議が誤りであったことは認識できたはずである。」とあるが、学校・教育委員会は、法解釈を徹底的に捻じ曲げるのであるから、たとえ、教育委員が市教委事務局に対して法的根拠を尋ねて重大事態ガイドラインの提示を受けたとしても、</p>	D

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>なったか否かを判断するのは、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者であって、それらの人によって、「しっかりと各職員が実践できるように」なると判断されない限り、その者は職員として認められないことにすべきである。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>45頁において、「前述のとおり、もし市教委において知見がないのであれば、外部から知見を持参することが重要である。その意味では、本件の議決を回避するためにも、スクールロイヤーの設置又は弁護士の職員の採用は必要である。」とあるが、ここでも、本提言案は、いじめを隠蔽するためにあの手この手で法律家によるいじめ隠蔽を加速させる措置を取りたくてたまらないのである。スクールロイヤーの設置や弁護士の職員の採用については、すでに述べたとおり、本件いじめ自殺に際して取手市は法的にいじめを隠蔽することができなかったから、次からはいじめを法的に隠蔽することができるようにすることが目的であるから、絶対にあってはならない。全面的に撤回すべきである。</p>	C
19		<p>45頁において、「特に、前述のとおり、市教委の課題は組織的なものである。まずは、そのような文化を変えるためには、具体的な行動から変えていく必要がある。」とあるが、「課題」という記載が違法であり、不法行為やせめて問題であるというべきであることは上述のとおりである。本件のいじめ自殺の隠蔽の問題は、組織的なものだ</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		けではなく、個人的なものもあるから、組織的なもののみであると記載することは、教職員個人を庇い立てることに他ならない。その旨を明記すべきである。	
19		45頁において、「自律的かつ継続的な努力」、「個々の学校や市教委の職員の自助努力にゆだねるのではなく」とあるが、自律的という表現を使用しているから、学校・教育委員会がこの表現を利用していじめを隠蔽することは明らかである。この表現をもっても外部からの指摘を受け入れないということの意味しないこと、外部からの指摘を徹底的に受け入れることを明記すべきである。また、これらに言う「努力」がいわゆる努力義務を意味せず、法的拘束力をもった義務であることを明記すべきである。	C
19		45頁から46頁において、「具体的には、以下の通りである。 ・市長と市教委が、年に2回以上総合教育会議を実施し、責任を持って当該再発防止策の実施状況を確認するとともに、市長はその予算等の確保もする。 ・取手市いじめ問題専門委員会や教育委員会に定期的に実施状況について報告をする。その際、生徒や教職員等からのアンケート結果等定性的なデータもそのまま共有する。」とあるが、これだけでは、全く再発防止策になっていない。以下のものを全て追加すべきである	C
19		いじめやいじめの助長やいじめの隠蔽があった場合には全ての場合で、取手市として不法行為債権や不当利得返還請求権等を必ず行使すること、国家賠償請求が認容さ	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		れた場合には求償権を必ず行使すること	
19		仮定の質問には答えられないであるとか、個別の事案には答えられないであるとか、質問に対する回答をせずに同じ言葉を延々と言い続けるであるとか、鼻で嗤うなどの冷酷極まりない対応を根絶し、万一それらの対応を犯した者に対しては、民事・刑事・行政事等の最大限の法的措置を行使すべきこと	C
19		研修の講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にすること。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者を講師にしてはならないこと	C
19		いじめ防止対策推進法に基づく、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立ての制度（申立てと表現されているが、被害者やその保護者が電話や面前で口頭により被害を伝えたり、ノートの切れ端や日記にいじめが示唆される言葉があったりした場合が含まれることは当然のことである）を児童生徒や保護者に積極的に周知すること	C
19		いじめやいじめ隠蔽の被害者や被害者の家族に無償で裁判を起こすことができるよう、訴訟費用や弁護士費用の全額を市が支出し、市が敗訴した場合には責任を有する職員に全額を求償請求すること	C
19		何人も、取手市が法令を遵守していないと認めたら、取手市は第三者検証委員会を設置して法令順守について調査審議しなければならないものとする	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		外部人材として積極的な登用すべきなのは、深刻ないじめ及びいじめ隠蔽の被害経験者とその御家族・御遺族のかたである。深刻ないじめ及びいじめ隠蔽の被害経験者とその御家族・御遺族のかたを教育委員や第三者検証委員会の委員やそれらを選ぶ人にする事		C
19		いじめの被害者かその保護者かの少なくとも一方がいじめを訴え出たら必ず重大事態だと認定しなければならないこと		B
19		わざわざ注意喚起しなければならない人物を教育委員に任命するのではなく、注意喚起をする必要がない人物、積極的に世間に注意喚起をしている人物を教育委員に任命すること		C
19		取手市議会と国連の子どもの権利条約委員会にも定期的な報告をすること、市庁舎や市立図書館や市のホームページ上でも、一般にも広く公表すること		C
19		条例において、いじめおよびいじめ隠蔽に関する資料を永年で保管することを規定すること		C
19		「旧調査委員会が調査内容が記録されている資料を全て廃棄したこと」の責任者全員を懲戒免職にするとともに、公務員の告発義務を果たし、公用文書等毀棄罪と公務員職権濫用罪等で刑事告発すること		C
19		安易な連帯責任の発想だけではなく、連帯責任の発想そのものを排除すべきである。 教員同士でのロールプレイ研修にこそ、深刻ないじめの被害経験を講師として招請して参加していただいて、教職員らの意識を改革する		C
19		自分の考える指導方法や指導に使		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		われる言葉が適切かをチェックする機会を形骸化をしてはならないのであって、形骸化を防止するためには、積極的な情報公開をするとともに、深刻ないじめの被害経験者及び市民による全面的な監視を行えるように制度を整備する	
19		学年会などの教員が集まる機会において日頃から関与の程度に応じた指導の在り方について教員同士で情報交換を行うことがいじめ隠蔽の技術の伝達や交換の場に堕してはならないこと。それを防止するために、積極的な情報公開をするとともに、深刻ないじめの被害経験者及び市民による全面的な監視を行えるように制度を整備する。	C
19		子どもの権利条約委員会による国連勧告のうちいじめに係る部分も研修に用いる	C
19		面談や確認の際に、いじめなんてないだろうというような脅迫的ないし高圧的な態度で接したり、本当はいじめなんてないんだろというような懐疑的ないし猜疑的な態度で接したりしてはならない	C
19		いじめの被害者本人やその御家族の判断が教職員の判断に優越する	C
19		アンケートの結果、いじめを心配している個別の生徒への聴き取りを行う必要があるなどの知識は、そもそも教員になるために必要不可欠な事柄であり、それを欠いているというのであればたとえ教員免許を有していても決して採用しない。そのような教員には懲戒免職処分を行う。教員採用時にそのような点を徹底的に確認し試験する	C
19		深刻ないじめの被害経験者による講義を修了し、深刻ないじめの被	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		害経験者がこの先生ならいじめやいじめの隠蔽をすることはないと認定したということを教員になれる要件にする。	
19		そもそも、いじめを隠蔽するものを教員にしない	C
19		面談で聴取すべき内容を学校又は教育委員会で定めるとなったら、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、学校・教育委員会は徹底的にいじめを隠蔽するためにその権限を利用するのであるから、絶対に行かせない。面談で聴取すべき内容は、深刻ないじめの被害者や遺族団体に全てを定めていただく	C
19		生徒が選ぶことができる面談する教員は、担任だけではなく、他の教員、学年主任や校長、教頭、副校長、教育委員、教育長なども含む	C
19		アンケートで「いじめなどを心配しないで安心して生活している」という調査項目に「あまりそう思わない」「そう思わない」と記載した生徒への聴き取りの方法や聴き取りをした後の対応方針は、その記載をした生徒や保護者、いじめ被害者やその保護者が個人情報開示請求をした場合には、全部開示する	C
19		いじめへの対応の知見も充分蓄積している者でなければ、教員になってはならない。どんなに遅くとも教員採用試験の時点でいじめへの対応の知見も充分蓄積していなければならない	C
19		学校生活アンケートの活用方法を学校又は教育委員会で定めるとなったら、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、学校・教育委員会は	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		に個別に郵送する	
19		いじめの推進をいじめの再発防止と称して行ってはならない	C
19		市教委が何らかの対処の必要性を判断するとなったら、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、学校・教育委員会は徹底的にいじめを隠蔽するためにその権限を利用するのであるから、絶対に行わせない。何らかの対処の必要があると判断する主体は、徹頭徹尾、被害者本人であり市教委ではない	C
19		様子を見守るとは、何もしないとすることである。いじめがあるのに、それをなかったことにしたうえで何もせず放置するとは、再発防止策ではなくていじめ推奨策と言わざるを得ないから、絶対にしない。	C
19		教員がある生徒の様子が気になった場合に、直ちに教員間で情報が共有されるよう、校内LANを活用して教員間の情報共有ドキュメントを作成し、常時更新されるようなシステムを構築するのであれば、いじめの被害者やその家族・遺族が常時監視することができるようにその電磁的記録は永年保存とし、個人情報開示請求に対しては全部開示する	C
19		教員にかかるコストなどは、いじめやいじめ隠蔽を防止するためには一切考慮しない。	C
19		いじめやいじめ隠蔽を防止することが教員の第一義的な役務であるから、そのために全力を尽くす	C
19		他の教員からいじめ隠蔽の知識を得ることは絶対に行わない	C
19		如何にいじめを隠蔽するかの手言は絶対に行わない	C
19		いじめ自殺があったときなど重大	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		事態が勃発した時に連携するというのは、徹底的にいじめを隠蔽するためであるから、絶対に連携などさせない	
19		教育相談部会における議論は全部を録音し、反訳するとともに、教育相談部会に関して取得・作成された公文書は全て永年で保存し、個人情報開示請求に対しては、全部開示する	C
19		教育相談体制の整備を積極的に推進するのであれば、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者を各学校に配置する。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を配置しない	C
19		普段から、生徒の悩みを聴き取るシステムとされるものがいじめ隠蔽に利用されることがないようにするために、そのシステムとされるものをいじめ隠蔽に利用した者を処罰する	C
19		いわゆるトカゲのしっぽ切りをすることは絶対にしない。学校・教育委員会の隠蔽体質を根底から覆す	C
19		学校・教育委員会は存在そのものが害悪であり、学校・教育委員会に対しては徹底した性悪説を採用する	C
19		数名を指導しようとしたにも関わらず、一部の生徒しか指示に応じないという指導困難なケースが生じた場合、具体的な対応方法について教員間で協議する体制が、いじめの効率化やいじめ隠蔽の技能の伝達等に利用されることを禁止するとともに、その体制をいじめの効率化やいじめ隠蔽の技能の伝	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		達等に利用した者を厳罰に処する	
19		いじめやいじめ隠蔽を撲滅するうえで、現実的かどうかで判断しない。なぜなら、そもそも、学校・教育委員会がいじめやいじめ隠蔽をしなくなることで自体が非現実的だからである。学校・教育委員会がいじめやいじめ隠蔽をしなくなったら、それはもはや学校・教育委員会とは言わないのである。現実には、深刻ないじめや徹底したいじめ隠蔽が惹起されているのであるから、その再発防止をするに当たって、今の状況に照らして現実的ではないという理由で再発防止策として排除しない。適切な対処はどれも現実的ではないとされてきたからこそ、このような悲劇が惹き起こされたのである。それでも、現実的ではないとするのであれば、今の状況に照らして現実的ではないとされるものを現実的にするための状況を整えるために変革する。教員が他の教員の指導について常に確認するような体制を整備するのではなく、深刻ないじめの被害経験者及び市民による全面的な監視を行えるように制度を整備する	C
19		教職員、教育長、教育委員、第三者検証委員会の委員等は、優越的地位を濫用しない。	C
19		教職員、教育長、教育委員、第三者検証委員会の委員等は、いじめの被害者に絶望感を味あわせたり与えたりしない。教職員、教育長、教育委員、第三者検証委員会の委員等は、自らの優越意識、被害者に対する差別意識を持ったり植え付けたりしない	C
19		教職員、教育長、教育委員、第三者検証委員会の委員等は、いじめ	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		たり、いじめを助長したり、いじめをほう助したり、いじめを隠蔽したり、いじめの隠蔽を隠蔽したり、それらをすることで快楽を得たりそれらをすることで快楽を追求したりしない	
19		いじめの加害生徒の近くの席をいじめの被害生徒の席にせず、加害生徒に対しては出席停止の処分にする	C
19		教員間の情報共有により、いじめの隠蔽の技能が伝達され巧妙ないじめ手段が助言されるなどがないようにする	C
19		アルバムに被害生徒の人格を誹謗中傷する書込みがあれば可及的速やかに加害生徒に対して、人の尊厳を蹂躪する言葉を書かないように指導する	C
19		傍観者は加害者であることを前提とする	C
19		いじめを「生徒間トラブル」と言い換えて些少化しない	C
19		学校・教育委員会は、いじめ被害者がいじめ被害を訴えても、我が儘や勘違いや精神障害や理不尽なクレームだとの扱いをしない。学校・教育委員会は、絶対にいじめを隠蔽しない	C
19		教職員は、いじめの防止やいじめの解消に全力を挙げる	C
19		いじめの認識の有無にかかわらず、個別アルバムを回収するごとに生徒間のメッセージを全て確認する	C
19		学校・教育委員会は、文言の曖昧さに付け込んで徹底的にいじめを隠蔽しない	C
19		学校・教育委員会は、法や事実を捻じ曲げない	C
19		教員は、クラスの全生徒の個別アルバムを回収して定期的に記述内	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		容を確認することを形骸化しない。ましてやいじめが行われていることを確認していじめやいじめ助長やいじめ隠蔽に利用することもしない。個別アルバムやその他のもの●●●●●●●●●●記述がないとしても、いじめがなかったということにしない	
19		個別アルバムをいじめやいじめ隠蔽を撲滅するために使用することが生徒にも伝わることで、いじめの●●●がいじめを隠蔽するために個別アルバム上ではいじめを行わなかったりましてやいじめの被害者と仲良く見えるようにしたりすることにも留意する。たとえ本当に個別アルバム上ではいじめを行わなかったりましてやいじめの被害者と仲良く見えるようであったりしたとしても、いじめがなかったということにしない	C
19		いじめやいじめ隠蔽をしてはならないという教育は、生徒に対してだけではなく、学校教育委員会の教職員、教育長、教育委員などに対しても当然に行う。いずれを対象に教育する場合であっても、講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にする。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等を講師にしない。また、人権教育としてだけではなく、法教育や道徳教育としても実施する。この教育がいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されることがないように、この教育をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		「いじめに該当する他者の行為を目の当たりにした際の具体的な対応方法等について知識を共有すること」がいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されないように、その共有をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する いじめを受けて泣き出したわけではなく苦笑いをしていたことを以て、いじめを過小評価しない		C
19		現在でも、首長、地方公共団体ないし教育委員会の顧問弁護士であるとかスクールカウンセラーやスーパーバイザーはいじめを隠蔽するために存在するものであるのに、法律や心理などの専門家を外部講師として活用してしまったら法律家や心理職による法や心理を用いたいじめ及びいじめ隠蔽が加速してしまう。それを防ぐには、講師は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にする。いじめを隠蔽した法律家や心理職等を講師にしない。		C
19		アンケートで教員について消極的、否定的な回答をした生徒が● ●教員によって監視下に置かれ、内申書や部活動や生徒指導等のあらゆる場において不利益を被ることのないように、アンケートで教員について消極的、否定的な回答をした生徒に不利益を与えるなどしていじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する		C
19		導入しているアプリであれ今後も導入するアプリであれ、アプリの構築や改善や運用には、いじめやいじめ隠蔽を撲滅するというアプリ		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		りの目的に鑑みても、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者の意見を全面的に反映する	
19		根本的な解決は、学校・教育委員会が今も続いているいじめやいじめ隠蔽をただちにやめて謝罪と反省と賠償を繰り返す	C
19		自死した生徒に返却すべきものがないかを徹底的に確認することがいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されないように、この確認をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する	C
19		教師は、いじめの被害者を問題児に仕立て上げない	C
19		「教育現場において全てを厳密に事実認定をすることは困難であると考えられる」から、「少なくとも弁償等の法的に責任すら生じる可能性のある重大な事態にまで至った場合」以外の場合については「事実認定についての慎重さが求められ」ないということにされないように、この記載をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する	C
19		学校・教育委員会は、児童生徒に優越する者という意識やお上意識を持たない	C
19		外部の専門家については、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にする。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者等の意見を外部の専門家の意見として聞くことをしない	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		連帯責任に基づく指導一切を斥ける		C
19		いじめを隠蔽することは、●●●●に「寄り添った対応」であるものの、被害生徒に寄り添った対応ではないから、いじめの隠蔽を「子どもに寄り添った対応」と称して行わない。「子どもに寄り添った対応」がいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されることがないように、「子どもに寄り添った対応」をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する		C
19		弁償等の法的責任が生じるような行為について指導方針を学年で協議する場が、如何にしていじめ殺すか、いじめをエスカレートさせるか、いじめを隠蔽するかの技能が発展する場に堕したのであれば、いじめ、いじめの助長、いじめの隠蔽のために教員にとり極めて有効な場にならざるを得ない。それらを防止するためにも、全ての協議における、深刻ないじめの被害経験者の参加は必須である。そして、その協議は全て録音と反訳をして永年保存とするとともに、その録音と反訳を被害者や被害者家族・遺族の個人情報開示請求に対して全部開示することとし、ルールについては全部を公表してする。それを怠った教職員を処罰する		C
19		「事実の判断が困難な場合」や相談の必要性の判断の主体が学校・教育委員会や教職員とすることになると、重大事態を重大事態と判断しない全国ないし取手市の現状に鑑みても、「事実の判断が困難な場合」や相談が必要であっても「事実の判断が困難な場合」や相		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		談の必要性がある場合に該当しないことにされるのは目に見えているから、如何なる場合であっても、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者という外部の専門家が事実認定をする体制を整える	
19		いじめといじめ隠蔽の原因を別のことに帰着することで、いじめといじめ隠蔽を隠蔽しえない	C
19		校長は、他の教職員同様に、いじめやいじめ隠蔽を推進するために、あらゆる権限を行使して、優越感に浸らない	C
19		いじめやいじめ隠蔽を撲滅するためには、人事上の制約など一切ない。人事の話をするのであれば、いじめをし、いじめを助長し、いじめを隠蔽する者を絶対に教職員や教育長や教育委員や第三者検証委員会の委員にしてはならない	C
19		生徒理解の観点から、学年内の生徒集団の特徴や人間関係の変遷、当該学年の課題を必ず次年度に引き継ぐことや当該学年のことをよく見るように他の学年の教員にも依頼する等の、学年を超えた連携がいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用されることがないように、この引き継ぎや連携をいじめやいじめの助長やいじめの隠蔽に利用した者を処罰する	C
19		学校・教育委員会は、被害者側が徹底的に調査をするように求めてからも、当初の、そっとしておいてもらいたいとの旨の求めをその後にまでずっと御遺族の意思だと偽らない	C
19		学校は、隠蔽することなく、本当に、いじめに向き合うために、深	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		刻ないじめ及びいじめ隠蔽の被害 経験者とその御家族・御遺族のか たに直ちに相談する	
19		学校・教育委員会が寄り添うべき なのは、第一義的には、両親に対 してではなく、被害生徒に対して である	C
19		市教委が十分に市教委だけでいじ めを隠蔽することができると考え ていたとしても、いじめを隠蔽し ない。自死事案が起きれば、第三 者としてその家族をはじめ学校全 体に及ぶ影響への支援について助 言するため、深刻ないじめの被害 の当事者であるとか、いじめの被 害の家族会や遺族会の役員である とか、それらの立場の人たちから 推薦を受けた有識者の派遣を受け ることを一切の例外なく行う	C
19		ケアをいじめやいじめの助長やい じめの隠蔽に利用してはならない。 これに反した学校・教育委員 会の者は処罰する	C
19		市教委の職員がいじめ防止対策推 進法に適合した目的で適切な知識 を持ち合わせていない場合、懲戒 免職にする	C
19		学校・教育委員会は、いじめにお いて些細なことなど存在しないこ とを理解する	C
19		学校・教育委員会は、如何なる場 合であっても、一切の例外なく、 第一に被害生徒に寄り添った対応 をし、次いで遺族に寄り添った対 応をする	C
19		学校・教育委員会は、●●●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●●などの 関係者であっても、いじめを隠蔽 しない	C
19		スクールロイヤーの設置や弁護士 の職員の採用は行わない	C
19		市教委職員にだけではなく、全部	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		局の職員に法令順守の意識を浸透させる	
19		外部専門家による監視は、常時、行う	C
19		弁護士との意見交換の機会も定期的に設けることというのも、その弁護士を選ぶのが学校・教育委員会であれば、いじめを効果的、効率的に隠蔽してくれている弁護士を選ぶことになるのは必至である。それを防止するためには、その弁護士を選ぶのは、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会に全面的に委ねる。	C
19		いじめを隠蔽した弁護士や隠蔽を助言した弁護士は選ばない	C
19		外部人材は、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者にする。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者を外部人材として登用しない。いじめを隠蔽した教職員や隠蔽を助言した有識者を外部人材として登用した者を罰する	C
19		見解の対立がある場合という判断は、学校・教育委員会が行うのではなく、第一に、被害生徒、次いでその家族が判断する主体である	C
19		何よりもまず、共有すべきなのは、被害生徒本人の意向であり、その意向に対立しない限り、次いで、被害生徒の家族・遺族の意向である。被害生徒本人の意向に対立する被害生徒の家族・遺族の意向は一切採用しない	C
19		聴き取りは、土日や祝日等の休日であっても実施する	C
19		教育委員会で、遺族の思いを踏み躪り、いじめ防止対策推進法に違	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		反して、アンケート項目を学校・教育委員会に有利なように恣意的に設定しない	
19		アンケートと面談との一方または両方で被害生徒に対するいじめのことについて確認することを役割分担と称して懈怠せず、十分な調査を行うためにアンケートと面談との両方で被害生徒に対するいじめのことについての確認を行う	C
19		父親に限らず、被害生徒自身やその母親など被害者本人やその保護者が訴えれば、その訴えどおりのアンケートを実施する。被害者本人やその保護者が訴えれば、被害者本人やその保護者が直接、面談を実施することができる	C
19		実際にどこまで調査を行えば事実の調査として十分なのかは、被害者が決める。専門家に確認するのではなく、被害者本人が生存していたら被害者本人とその家族（家族を含めるのは家族がいじめを隠蔽していない場合に限る）、被害者本人が死亡ないし意識不明なら被害者本人の生前の意思とその家族（家族を含めるのは家族がいじめを隠蔽していない場合に限る。隠蔽していた場合は、家族の意思を採用してはならず、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者）が判断する	C
19		「追加の聞き取りが必要」な場合は、被害者側がそれを求めた場合は全て「追加の聞き取りが必要」な場合に含まれる	C
19		いじめの被害者の保護者の調査には、第三者性があり、信用性が高い	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

19		学校・市教委の調査には、第三者性がなく、信用性も低い		C
19		「根本に存在する」「市教委の組織文化」こそがいじめの隠蔽体質であり、間違っただけをしたら謝罪して訂正して反省して三度と同じことを繰り返さず、類似したことも惹き起こさないといった、あなたがたが学校で子どもたちに教育している当たり前のことを実践する。そして、「個別の知識の不足等のレベルではなく、このような市教委の組織文化が根本に存在すると言わざるを得ない。」のは、取手市教育委員会だけではなく、取手市の組織全体ひいては全国の官僚組織や民間部門の組織全般について当て嵌まる		C
19		教育委員は、全員、決していじめを隠蔽しない者で占める		C
19		学校・教育委員会の職員は、ガイドラインが関連法規であるという知識を取得する		C
19		教育委員は、市教委事務局の誘導ないし強要に屈することなく、いじめ隠蔽を指弾できる人物で占める		C
19		教育委員は、いじめの被害者当人やその保護者としていじめやいじめ隠蔽に対して立ち向かった人で占める		C
19		教育委員は、いじめ関連の法令について専門的知見を有するか、いじめ関連の法令について専門的知見を有しないとしても、決していじめを隠蔽することなく、いじめの問題の深刻性を深く理解しどんなことがあってもいじめの被害者に寄り添ってきた者で占める		C
19		教育委員の就任時であるとか、本提言の公開の時点において既に就任している教育委員については、		C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		本提言の公開された時点ではなく、教育委員の就任の相当前に、既に就任している教育委員については子どもの権利条約やいじめ防止対策推進法がすでに有効となっている以上、すでに本件の事例（特に違法な決議の部分）についてはもとより、いじめといじめ隠蔽を撲滅するために必要なこと一切につき審議の中で時間を確保して周知し、法令遵守の意識を強化する	
19		「しっかりと各職員が実践できるように」なったか否かを判断するのは、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者であって、それらの人によって、「しっかりと各職員が実践できるように」なると判断されない限り、その者は職員として認められないことにする	C
19		いわゆる第三者委員会の委員は、全員、いじめ被害者本人（死亡していたり、意識不明であったりする場合は、我が子のいじめ被害を隠蔽していない限りその家族）が選ぶこととし、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者からの意見も反映する	C
19		46頁において、「旧調査委員会は、前述のガイドラインについて十分な認識をしていなかったと思われる。また、市教委において、当該記録の扱いについて明確にしていなかった点も旧調査委員会における調査記録の廃棄をもたらしてしまったものと考えられる。」とある	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>が、本提言案は、旧調査委員会を庇い立てている。旧調査委員会は、前述のガイドラインについて十分な認識を持ったうえで、あえて隠蔽したのである。また、市教委においては、ガイドラインといういじめ防止対策推進法の関連法規に違反し、当該記録の扱いについて直ちに廃棄することを明確にしていたというべきである。それにより、旧調査委員会ないし学校・教育委員会の目論見通り、調査記録の廃棄をもたらしたのである。その旨を明記すべきである。</p>	
19		<p>46頁において、「旧調査委員会は、いわゆる第三者委員会であることから、旧調査委員会において、内部でガイドラインに則った対応をしていない場合には、外部からこれを是正することは困難である。そのため、第三者委員会を設置する際の設置要綱に、必ず調査記録については、解散した場合であっても廃棄せずに保存すること等を盛り込むべきである。」とあるが、再発防止策として、いわゆる第三者委員会の委員は、全員、いじめ被害者本人（死亡していたり、意識不明であったりする場合は、我が子のいじめ被害を隠蔽していない限りその家族）が選ぶこととし、深刻ないじめの被害の当事者であるとか、いじめの被害の家族会や遺族会の役員であるとか、それらの立場の人たちから推薦を受けた有識者からの意見も反映すべきである。また、要綱ではこれに違反したとしても直ちに直接の不法行為になるとは言えなくなってしまいかねないから、条例において、調査記録については、解散した場合であっても廃棄せずに永年</p>	C

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		で保管することを規定することを明記すべきである。そして、本件いじめ自殺で、「旧調査委員会が調査内容が記録されている資料を全て廃棄したこと」の責任者全員を懲戒免職にするとともに、公務員の告発義務を果たし、公用文書等毀棄罪と公務員職権濫用罪等で刑事告発することを明記すべきである。		
20	提言10	<p>はじめに 「検討の経緯について」について まずはこれほどの調査、分析を行った専門委員会の方々に敬意を表します。</p> <p>県の調査報告書に基き、その中に示されている問題点一つ一つの課題を明らかにし、それに対する対策を示していること、その分析が的確で深いものであると認識しました。生徒に対する指導の在り方、学校内システムの在り方、生徒や保護者に寄り添う姿勢の在り方、教育委員会の組織文化の改善の必要性など、多岐にわたり分析、提言してあり、これらをしっかり実践に結びつける大切さを感じました。</p> <p>意見 4-1 再発防止策の内容 【学校に対する再発防止策の提言】 ①「固定担任制を完全に廃止し、全員担任制にする」ことに疑問があります。</p> <p>生徒や保護者にとっては担任がいることは一つの安心であり、よりどころです。教師の側にも責任感が生まれます。大事なのは担任任せにしないこと、複数の目で子どもたちを見るシステムを作ること</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>全員担任制についてのご懸念は、ご指摘の通りですので、「再発防止策の提言」4-1①に、「この際、複数の教員が適切に連携し、生徒に関する情報を共有して生徒に対応することが前提となるため、こうしたシステムの導入にあたっては先行事例をふまえ、ホワイトボードや情報共有システムを活用する等、各学校に適したシステムを構築することが必要である。」と追記しました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>なので、ア、固定担任制を基本に、複数担任制を取り入れ、学年に必ず複数の副担任を配置することイ、同じ学年で担任（HR）をある期間交換して見たりするなど、学年の教師がみんなで生徒を見ていく意識を持つこと、ウ、子どもを中心に据えた学年間の情報交換を日常的に行うことを提案します。</p> <p>面談の時には基本は担任が面談責任を持ち、担任以外の教員も選択できるというシステムを保障していくことはいいと思います。</p>		
20	提言18	<p>【市教委に対する再発防止の提言】</p> <p>①研修に先立ち、何より市教委の意識改革が不可欠と思われます。</p> <p>「検討の経緯について」のP44に『そもそも法令の理解の欠如以前に、以下の通り市教委が「本件生徒、遺族に寄り添って事実を解明しよう」とする姿勢が欠如していたと考えられる』とあるように、『真に事実を解明するつもりだったのであれば』『市場委にとって不利なものについても包み隠さず提示していたはずである』と思います。</p> <p>『これらの市教委の行為には、一貫して、真実を究明し、遺族に寄り添うという姿勢が無いことからすれば、理想の状況に至れていない根本の原因は、個別の知識の不足等のレベルではなく、このような市教委の組織文化が根本に存在すると言わざるを得ない』ということは、市教委の体質改善、意識改善をしなければ、どんなに立派な研修をしても同じことを繰り返す可能性があります。自己保身や隠ぺい体質を払拭する意識改革の</p>	<p>また、「市教委の不定期な学校への訪問・再発防止策の実施状況の確認」に「現場の意見の吸い上げ」を付加して欲しい」との点については、ご指摘の箇所に、「市教委の不定期な学校への訪問・再発防止策の実施状況の確認」を行う際に、「現場の意見（教員のみならず生徒の意見も含む）を聴く」ことを追記させていただきました。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>研修を入れてほしいと思います。</p> <p>③教育委員会の体制の改善</p> <p>・7番目</p> <p>「市教委の不定期な学校への訪問・再発防止策の実施状況の確認」に「現場の意見の吸い上げ」を付加して欲しいと思います。</p> <p>以上です</p>		
21	提言18	<p>この提言は問題の本質をとらえ具体的な対策をまでねられて、実現できたら良いと思いました。それ故、提言が提言で終わってしまわないことを切に願い意見を述べさせていただこうと思った次第です。今回のことをキッカケに市教育委員会、学校現場、市長、市ギ会議委がどれだけ”命の大切さ””重み”を受け止め、自身の意識を変えさせられるかにかかっていると思います。自分さえ良ければ良いという保身が顕著に現れたのが今回の最大の問題だと改めて思った次第です。</p> <p>人権意識は一朝一夕に身につく物ではないからです。世の中全般に”いじめ”がはびこっているのが今の日本の構造だと思うのですが、その中で残念ながら、教育に携わる者が身につくシステムになっていないということです。日本の教育は北欧と違って競争原理で成り立っています。そこで育っている教員であろうとも、もし欧米並に教える子どもの人数が少なく、又雑ムが少なく、子どもたちに向き合うゆとりがあるならば、『子ども達に人権がある』と実感できる職種であると思います。子どもの状態をつかんでいなければ本来教科すら学ばせることができないものではないのですから。取手市はここ何年か学校の統廃合を目</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、市教委が各学校の施策を集約し、現場にフィードバックすることで、各学校ごとの独自のシステムを構築することを促進するため、「再発防止策の提言」4-2-3において「現場の意見（教員のみならず生徒の意見も含む）を聴き」と追記させていただきました。</p> <p>また、学校や教育委員会が、本件事案の反省を十分に生かしていじめへの対応を適切に行うことができるように当委員会としてもサポートして参りたいと思います。</p>	A

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>指し、教育のコストカットをしているように思われます。提言にあるようなスクールロイヤーの設置、専門家による予防事業、研修など、そして、複数担任制による教員増など予算をかける必要があります。教育相談主任設置も今いる教員に兼務させるのは酷です。課題⑭に書かれている「・市長と市教委が・・・市長はその予算の確保もする」は実行されねば「絵に描いた餅」です。もちろん議員も今回のことを学んでほしいと思います。市教育委員会も同様”自分達のあり様を考え直すチャンスをいただいたつもりで”命が一番”命の重みをかみしめあっていただきたい願いで一杯です。教員も同様です。市内全部の学校夏休み3日間この提言をもとに”各学校ごとの独自システム”を構築させてほしいです。</p> <p>※すべての子どもに関する所で十分な討議と反省なしには主体的に生まれ変わることはできません。一度”いじめなし”と蓋をした体質は、痛みをとまっても自らの（教育現場、教育委員会、市長、ギ員etc）所で真摯に受けとめない限りは変わりえないと思います。今回のことが取手市の教育・・・世界が注目となる”どの子も輝ける教育”へのチャンスの道のりとなりますことをせつに願っています。</p>		
22		<p>前向きで良いと思います。しかし、学校や教育委員会がこの内容を実践しないと何にもなりません。是非各学校でこの内容が深く学ばれる事をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。当委員会としても、学校や教育委員会がいじめへの対応を適切に行うことができるようにサポートして参りたいと思います。</p>	E
23		<p>教育委員会事務局の総括がないままに、再発防止策を提言しても不</p>	<p>貴重なご意見いただきありがとうございます。当委員会として</p>	E

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています

		<p>完全だと思いました。 再発防止策自体は学校現場での実施案が主で、行政側の再発防止策は十分ではないと考えます。 今回のことは、学校よりも教育委員会事務局の失態がここまでこじれた大きな要因です。その振り返りが無い限り、また同様なことが起こり得るかもしれません。 大人の事情などではなく、子どもの目線、子どもの気持ちに寄り添った対応を切に願います。</p>	<p>も、学校や教育委員会がいじめへの対応を適切に行うことができるようにサポートして参りたいと思います。</p>
提言10 経緯45	【いじめ問題専門委員会による修正箇所】	<ul style="list-style-type: none"> ・「再発防止策の提言」4-1の各再発防止策について、通し番号にしました。 ・県教委に対する提言として、より対応の内容を具体化し、趣旨を明確化するため、「再発防止策の提言」4-1【県教委に対する再発防止策の提言】②（修正後⑩）を「保護者・遺族が何を望んでいるのかについて、市教委から積極的に聴取することをガイドラインに明記し、周知徹底を図るべきである。」と修正いたしました。 ・調査報告書との整合性に鑑み、「再発防止策の提言（検討の経緯）」の課題⑭－理想において、「本件は「重大事態でない」という旨の誤った議案を提案すべきでなく」を「本事案がいじめ防止対策推進法に基づく重大事態に該当するか判断を求める議案を提案すべきでなく、」と修正しました。 ・その他、誤記等の形式面を修正いたしました。 	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した取手市いじめ問題専門委員会（実施機関）の考え方を掲載しています

- ・掲載されているご意見は提出者個人の考えです
- ・提出されたご意見の原文を転記しています
- ・提出されたご意見の中に個人情報、また未成熟な事項や確定・確認に至っていない事項が含まれる場合は、伏字としています